

富栄養化防止条例についての県の説明を聞く会

日 時 9月17日

場 所 土浦合同庁舎

説 明 者 県担当者

代表質問者 清水・中沢・横井・志村・片亀・佐賀・勝田・福永

内 容 制定予定の富栄養化防止条例についての説明と質問

司 会 奥井・片亀

説明事項

1. 霞ヶ浦の水質浄化の対策についての中間答申をどのように条例に生かしていくか。
2. 条例によって規制される範囲はどこまでか。

質問事項

1. 下水道終末処理場、し尿処理場、公共施設などの排水について、窒素・リンの規制措置をどのようにするか。
 2. 工場・事業場等排水について、窒素・リンの規制措置をどのようにするか。
 3. リンを含む洗剤について実効ある措置として、石けんのみに限るか、または無リン合成洗剤も含めるか。
 4. 家庭排水についてどのような対策を講じるか。
 5. 農業排水について、肥料の流出防止策および適正な施肥についてはどのように対処するか。
 6. 畜産については、家畜ふん尿の処理および飼育頭数の適正化をどのようにするか。
 7. 水産養殖については、どのような対策を講ずるか。
 8. 常陸川水門の開放による浄化策を考えているか。
 9. 霞ヶ浦の水利用計画をどのようにたてているか。
 10. 飲料水確保の水対策をどう考えているか。トロハロメタンについての対策はどうしているか。
- 会場での質問者 大久保、玉川農協、足立。

9月23日

9/25の事務局会議にむけ、県知事宛の要望書の案作成（奥井）

〔問題点の抽出〕（県 中間答申の施策7項目ははぶく）

条例に関するもの

1. 条例の適用範囲の拡大
2. 粉石けんの使用を第一義に
3. 植物、微生物を利用したリン・チッソの系外放出
4. 工場排水の総量規制導入と土地利用規制案に代る新設工場の無排水クローズド

システムの義務化

5. 閉鎖性緩和の方策

条例以外のもの

- 6 用水開発計画の見直し
- 7 水産養殖対策の甘さ
- 8 飲料水に関する不安の解消・トロハロメタンなどについて
- 9 常陸川水門の開放（試験的にせよ）
- 10 流域下水道処理水の系外放出
- 11 流域下水道から公共下水道へ

9月25日 事務局会議（童話館）知事に対する要望書の内容検討 要望書300部

チラシ5,000枚つくる

9月30日 マンガ入り要望書出来上る

10月1日 知事をよんでのシンポジウム準備会（童話会）

出席者 中沢（玲）・真山・高木・木村・奥井・安斉・楠見・山中・横井・勝田・片亀。

時間配分、役割分担、代表質問者、一般質問（会場内より当日受付）、実物展示（ホテアオイ、手賀沼より採取）、土壌浄化方式説明写真。県議員各党2～3名出席依頼の案内を出すこと。

10月2日 要望書を県知事、県議会各党に配布する。出席依頼の電話を各党にかけてみるが連絡のつかない党もある。湖北下水道事務所へ挨拶打合せ。

10月7日

知事を囲むシンポジウム （於 湖北下水道事務所）約200名参加

当日 テレビはTBS、NHK。新聞各社。NHKはFMでノンカット放送予定のため会場にマイク設置。受付で質問用紙配布

〔司会〕 片亀 奥井 〔開会〕 福永 〔要望書朗読〕 渋井〔出席者紹介〕〔知事挨拶〕

〔知事への質問〕

① 条例の適用範囲の拡大

代表質問 水戸くらしの会 森口昌子

② 粉石けんを第一義に

代表質問 労生協 中沢圭子

③ 植物を利用したチッ素、リンの系外放出（手賀沼のホテアオイ展示）

代表質問 桜村民の会 志村宗司

④ 総量規制の導入と乱開発防止

代表質問 土浦市議 西野禎一

⑤ 小規模処理施設の徹底普及

代表質問 田沼吉男

⑥ 常陸川水門の開放

代表質問 大久保清倫

〔会場での質問〕

条例の前文についての要望 村上 仁司(桜村天久保)

トリハロメタン対策 楠見 正子(桜村並木)

① アオコの悪臭対策 ② 逆水門と鹿島工水 ③ 下水処理場を大規模処理から小規模処理に 坂本 繁雄(土浦市川口町)

合成洗剤の完全追放を 鈴木喜美子(水戸市梅香町)

漁民の一人として逆水門の開放を 桜井謙治(出島村牛渡)

その他質問申込み者で、時間の関係で出られなかった人

金子和雄(土浦市下高津) 長谷川清(桜村吾妻) 森口昌子(水戸市石川)

原田 泰(桜村吾妻) 宮崎正行(土浦市小松) 高橋宏道(桜村栗原)

渡辺途子(桜村並木)

〔要望書〕

1. 条例の適用範囲の拡大

条例によって規制される範囲が霞ヶ浦流域だけとかがいました。竜ヶ崎市、谷田部町などのように同じ自治体の中に適用区域と不適用区域とがあったのでは徹底しませんし、チッ素・リンなどの汚濁源がどこかに流れることに変わりはないはずです。適用範囲は全県下が望ましいのですが、それが出来なければ千波湖、濁沼、牛久沼など県内各湖沼の流域すべてに適用できないでしょうか。

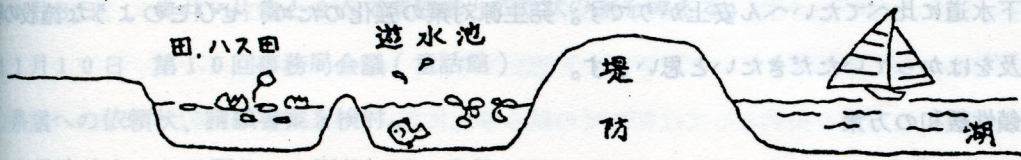
2. 粉石けんを第一義に

県発行のパンフレットに“粉石けん(無リン洗剤)を使いましょう”と書いてあります。県は粉石けんは無リン合成洗剤を全く同等に扱っているように見受けられますが、合成洗剤中のある種の界面活性剤や蛍光染料による環境汚染も無視するわけにはいかないと思います。今の粉石けんは品質も格段とよくなり、使用に関して従来あったような不便さはなくなっていますので、生分解性のすぐれた粉石けんのみ使用ということにさせていただけないでしょうか。

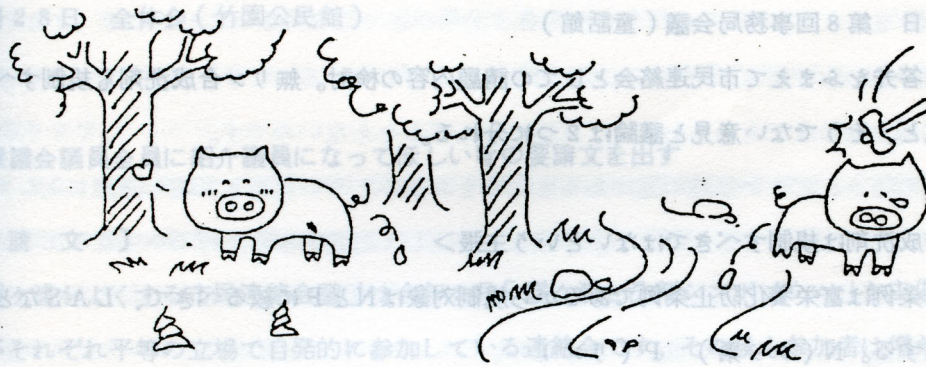
3. 植物を利用したチッ素・リンの系外放出

田、畑による面源負荷の多い霞ヶ浦では、ハス田、田、畑、畜産排水などに関して何らかのユニークな霞ヶ浦ならではの方策をたててチッ素・リンを除去するしかないと思います。

例えば、田又はハス田から直接川又は湖に流さないで、遊水池をつくり、必ず池を経て放流すること、そして、池には最近学会などでチッ素・リンの吸収能力で注目を集めているほていあおいはじめ、みつじぐさ、水蓮、ひしなど浮草性植物類を植えてチッ素・リンを吸収させたのち定期的に刈りとって乾燥させ堆肥にするなどして系外放出をはかっていただきたい。



また、茨城大学相田先生のお話によると、チッ素・リンの吸収は山林がたいへんすぐれているそうです。遊水池が地形的に無理な所では木をたくさん植えて樹木によるチッ素・リンの吸収をはかっていただきたい。



以上のような植物利用の方策を、今から研究などということでは間にあいませんので、すぐ実行していただきたいと思います。

4. 総量規制の考え方の導入と乱開発防止の対策

工場排水についてはぜひ総量規制の考え方を導入していただきたい。また、公共施設、事業場等の排水についても適切な総量規制策を講じていただきたい。

また、大きな工場の新設は無排水クローズドシステム以外の工場については認めないこと、大規模宅地造成など乱開発につながるような開発行為に対して具体的な歯止め策を講じることを求めます。

5. 小規模処理施設の徹底普及（発生源対策の強化）

流域下水道計画によりますと、昭和65年でも流域内人口の約50%しかカバーできません。下水道計画でカバーできない地域については地域特性に即した発生源ごとの小規模処理施設を県の補助によって徹底普及をはかっていただきたい。例えば土浦市、関城町等で試験的に設置した土壌浄化方式によるチッ素・リン等の除去率は下水処理場を上回っており、財政負担も大規模な流域下水道に比べてたいへん安上がりです。発生源対策の強化のため、ぜひこのような施設の徹底普及をはかっていただきたいと思います。

6. 閉鎖性緩和の方策

常陸川水門について、開放する方向で積極的に検討していただきたいと思います。

〔県会議員を囲んでの交流会〕

県議の出席者 柴田 勉・藤沢順一・足立寛作・高橋 清・種田六郎・小林啓一

10月8日 TBS テレポート6で放映

10月9日 NHK 水戸FMで、1時間半にわたってノンカットで知事との対話県会を放送

10月23日 第8回事務局会議（童話館）

知事の答弁をふまえて市民連絡会としての請願内容の検討。無リン合成洗剤も規制すべきという意見と、そうでない意見と議論は2つに分れる。

<無リン合成洗剤は規制すべきではないという主張>

- ① 今回の条例は富栄養化防止条例であるから規制対象はNとPに絞るべきで、LASなどを含めると混乱する。N（チッ素） P（リン）
- ② すべての合成洗剤追放ということは、科学の進歩によってよりよい洗剤が開発される道を閉ざすことになる。
- ③ 現状では合成洗剤全面禁止では住民の支持が得られず、運動が広がらない。

<無りん合成洗剤も規制すべきであるという主張>

- ① LAS等は下水処理機能を低下させ、富栄養化をもたらす。
- ② 無リン洗剤の方がLASや蛍光増白剤を多く含んでいて危険である。
- ③ 無リンが公認されるとメーカーのキャンペーンを許し、粉石けんが駆逐されるおそれがある。これまでの粉石けん運動の成果を台無しにしてしまう。
- ④ 住民運動として「疑わしきは使用せず」という原則的な姿勢を示すべきである。

—— 以上 ——

11月7日 第9回事務局会議（土浦市公民館）

県会議員全部の人に紹介議員になってもらうように依頼状を出す。請願内容の検討は無リン合成洗剤を認めるか否かでもめる。市民運動としては不可能とわかっているにもかかわらず志は高くもつべきという人と志は低くても可能な所からという現実派と分れる。結局、行政指導としては粉石けんを第一義に、ということで、どうやら決着。

11月8日 奥井・片亀と2人で請願書と依頼状の案を考える。

11月10日 第10回事務局会議（童話館）

県議への依頼状、請願書案を検討。

市民連絡会に加入団体77団体に送り意見をもとめる。11月20日までに意見を集約。

11月20日 意見をもとめた結果6人から粉石けんに対する扱いが前向きでないとの意見が出されたが新婦人・母親連絡会、県南生協が納得しないために粉石けんの扱いを前向きにしたい団体のみで別請願をすることになった。

11月25日 依頼状と請願内容を県議に発送

11月26日 事務局会議（童話館）11月28日全体会の打ち合せ。

11月28日 全体会（竹園公民館）

県議会議員全員に紹介議員になってほしい旨の要請文を出す

【要請文】

「霞ヶ浦をよくする市民連絡会議」は今年5月「霞ヶ浦と洗剤シンポジウム」を主催した団体と個人がそれぞれ平等の立場で自発的に参加している連絡会です。その後も参加者は増える一方で、現在は自然保護団体、婦人団体、消費者団体、労働組合、生協、漁協、商工会議所、研究者団体など、50の団体と22人の個人が参加し、職業、イデオロギーを越えて大真面目、一生懸命勉強しながら霞ヶ浦の水問題を模索しているところです。

滋賀県が琵琶湖条例を発令する前に県が主になって集めた団体が80団体であったことを考えあわせると、住民主導型、自主参加で自然発生的に50の団体が集まった事実の重みは、まさに霞ヶ浦の水に対する危機感の重みであるといえましょう。

5月のシンポジウムは大変な盛り上がりがありました。8月には琵琶湖条例の勉強会を行ない、なかには琵琶湖に行って現地を足で調査した人などもいて内容のある発表が行なわれました。その時桜村の主婦から自分達のグループで粉石けんの使用率が50%になったとの報告もありました。また9月には県霞ヶ浦対策課の方を講師にして県の水問題の中間答申の説明をききました。10月7日は竹内知事に出席していただき、あらかじめ市民連絡会議から提出してあった要望書に回答を

していただきました。知事の出席時間の関係で意を尽くした討論にはなり得ませんでした。住民側のこのような集まりに知事が直接出席したことの意義は、高く評価したいと思います。

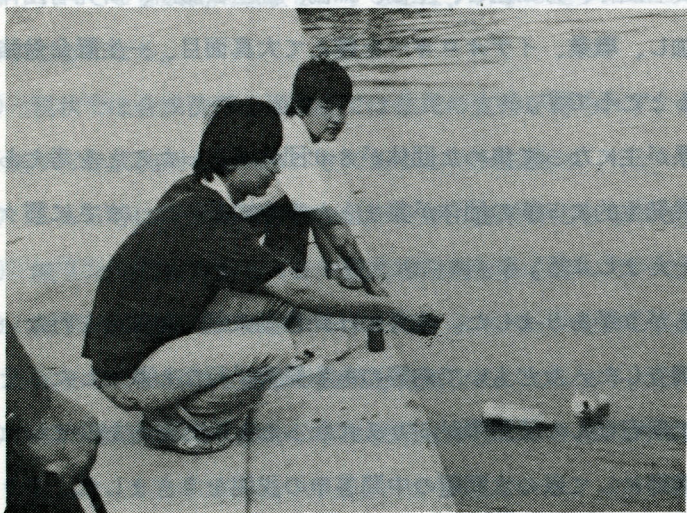
私達は「粉石けん使用運動」「や」家庭雑排水処理」など住民がやるべきことには懸命になって取り組んでいる最中です。しかし水の問題を勉強すればする程、私達住民がやりたくても出来ない事国や県でやっていただくよりほかないことの多いのも知りました。私達としましては、県議会議員さんに期待するしかないのです。私達住民で出来る限りのことは懸命にやりますので、議員さん方も私達の期待にこたえて活躍していただきたいと思ひます。

琵琶湖条例は、この種の条例としては初めての試みゆえに数々の試練生みの苦しみがあつたようです。そして誕生した時、その前文の格調の高さに誰もうたれ、協力するしかないのだ、という決意をあらたにしました。それが、この条例をある意味では精神的に支える役割りを果たしてくれたように思われます。

琵琶湖に次ぐ第二の湖、霞ヶ浦条例は第二番目の条例といえますが、首都圏としては、初めての試みであり、生みの苦しみが無い代りに、琵琶湖条例を越えた独自のものでなくてはならないと思ひます。それだけでなく琵琶湖より3～5倍は汚れている霞ヶ浦をもとのような湖に再生することは不可能となりましょう。

私達は、霞ヶ浦の水を飲み、そしてこの水で子どもを育てているのです。霞ヶ浦は生活の資であると共に文字通り命の水でもあるわけで、真剣にならざるをえないのです。

県議会議員の方々、どうか私達の意のあるところをお汲みとりいただき私達の請願に対して紹介議員になっていただきたく存じ上げます。本来なら参上してご説明申し上げるべきなのですが、時間が足りなくなつてしまいましたので、私達の趣旨に御賛同いただけましたら、お手数でも署名捺印して、ご返送くださるようお願いいたします。



霞ヶ浦の水質調査

〔富栄養化防止条例にむけての県議会への請願〕

請願趣旨

本県南部に位置する霞ヶ浦は、古くから県南地方の水源や漁場として、また風物として物心両面から人々の生活を支えてきました。この母なる湖が急激な汚濁の進行によって今まさに死に瀕しております。かつては汲んで茶を沸かしたという湖水が今では茶色く濁り、子供たちの遊泳場としてにぎわっていた夏の岸辺には今はアオコが打ち寄せるばかりです。そして、蛇口から出るカビ臭い水に日々不安はつのる一方です。

なぜこんなにも汚れてしまったのでしょうか。その原因は非常に複雑かつ多様であり、流域で生活し、あるいは生産活動を営む者はみんな何らかの形で汚濁に関与しているといっても過言ではありません。だから、一人一人が自らの生活や生産活動を反省し、汚濁の原因を可能な限り取り除く努力を今すぐ開始しなければとりかえしのつかないことになってしまうと思います。

その意味で今回の「霞ヶ浦富栄養化防止に関する条例案」は、県がイニシアチブをとってそのような努力をしていくことを示すものとして、私たちはこれを高く評価するとともに心から期待を寄せております。私たちはこの条例を霞ヶ浦の浄化を希求する県民の共通の指針として尊重し、充実させていきたいと考えております。したがって、今議会でこの条例案が成立することを心から願うものであります。

しかしまた、私たちはこの条例だけですべてが解決するとは考えておりません。なぜならば、水の汚れの問題は霞ヶ浦だけに限られるものではなく、千波湖、澗沼、牛久沼等においても同様な、あるいはむしろ深刻な状況にあると思われるからです。これらの湖沼が飲料水源となっていないことは問題の本質をいささかも変えるものではありません。また、水の汚れといっても単に富栄養化に限られるものではありません。合成洗剤中のある種の化学物質などのような環境にとっても、また人体にとっても有害な物質が環境中に多量に放出されている現実を直視するならば、窒素とリンのみを規制するだけでは十分とはいえないと思います。

地球に存在する水は有限です。私たちが汚水の浄化を考えずにたれ流しを続ければ自然の景観を壊すばかりでなく、生態系を破壊し、生物を死滅させ、私たちの飲料水を危険なものにし、子供たちの未来をも否定してしまいます。私たちの時代に汚してしまったものは私たちの手できれいにし、次の世代に受け継いでゆかねばならないと思います。

私たち「霞ヶ浦をよくする市民連絡会議」は、自然保護団体、婦人団体、消費者団体、労働組合、生協、漁協、商工会議所、研究者団体など様々な立場の者が、「いのちの水を守る」という一点で結集して湖をきれいにするための方法を一生懸命考えてきました。そして、粉石けんの使用運動や家庭雑排水処理など私たち住民にできることには精一杯取り組んできました。しかし、住民にでき

することは限りがあり、国や県でやっていただくしかなくたくさんあります。このようなことは条例制定を契機として県の責任においてぜひとも実行していただきたいと思います。そう考えるものを以下10項目にわたってお願いいたしますので、ぜひとも御採択下さるようお願い申し上げます。

請 願 項 目

1. 行政指導としては粉石けんとすること。
2. ホテイアオイ等の浮草性植物などを利用して、霞ヶ浦への流入水や湖水中から窒素・リンを積極的に回収・除去する方策を基本計画に組み入れ、早急に実施すること。
3. 工場・事業場等の排水は、大規模工場・事業場については最大排出量を工場・事業場毎に協定し、下水道に入れずに自家処理させること。新設の大規模工場についてはクローズドシステムを採用するよう指導すること。また、下水道未整備地区の中小工場・事業場については工場・事業場毎に共同の排水処理施設を設けるよう指導と助成を行うこと。
4. 小規模処理施設（土壌浄化方式など）の徹底普及を図ること。
5. 住宅地開発については、その排水処理方法について知事と協定することを義務づけること。下水道未整備地区のし尿及び家庭雑排水は処理施設（土壌浄化方式など）の設置を義務づけ、助成措置を講ずること。
6. 閉鎖性緩和の方策として常陸川水門の開放時間を長くすること。
7. 下水道終末処理場・し尿処理場排水についての窒素・リンの規制措置を徹底すること。
8. 農業排水については、農業者のみの責任とせず、肥料の流出防止策や適正な施肥の指導等を基本計画に組み入れ、必要な助成を行うこと。
9. 畜産については、農地還元を基本とする家畜ふん尿の有効利用策及び流域における飼育頭数の適正化の方策を基本計画に組み入れ、畜舎及び処理施設の整備に対し、必要な助成を行うこと。
10. 水産養殖については、飼料の改善、無給餌養殖の拡大、鯉養殖のてい減対策を基本計画に組み入れ、必要な助成を行うこと。

請 願 項 目 の 説 明

- [1. 行政指導としては粉石けんとすること]

滋賀県では琵琶湖条例の中で無りん合成洗剤を認めておりますが、行政指導は粉石けんとする実施方法をとっております。それでも琵琶湖条例施行後、粉石けんの使用率が70%から50%に下がり、それまで粉石けん運動を草の根運動として行ってきた消費者団体や自然保護団体などからその点を鋭く指摘されています。

合成洗剤は無いんであっても中の界面活性剤のある種ものは下水処理場の機能を著しく低下させることが知られています。また、人体に障害を及ぼす例も数多く報告されています。知事は無リン合成洗剤を認める理由として「合成洗剤の有害性が科学的に明確でない」ことをあげていますが、逆に「安全性」もまた「科学的に明確でない」以上、その使用を野放しにしておくことは県民の生命と健康を守る行政としての責任を放棄するものだと思います。したがって、県の責任において一刻も早く合成洗剤の環境ならびに人体への影響を調査し、全県民に結果を公表すべきだと思います。そして、その結果有害性が明らかとなった合成洗剤についてはすみやかにその使用を条例によって規制することを求めます。

最近の粉石けんは品質もよくなり、使用に関して以前のような不便さはなくなっていますので、現時点においても最低限行政指導は粉石けんとして進めるべきだと思います。

[2 ホテイアオイ等の浮草性植物などを利用して、霞ヶ浦への流入水や湖水中から窒素・リンを積極的に回収・除去する方策を基本計画に組み入れ、早急を実施すること。]

霞ヶ浦の場合は平地の湖で、窒素・リンの供給源が多岐にわたっており、その中には即効的削減対策のとりにくいものもある上、湖が浅いため湖底泥からの窒素・リンの供給量も多くなっています。こうした湖水中の窒素・リン濃度を下げ、富栄養化を防止するためには、流入水中に排出される窒素・リンの削減対策を強化すると同時に、流入水中や湖水中から積極的に窒素・リンを回収・除去する対策が不可欠です。

そこで、湖岸近くの一定範囲内を網などで仕切り、その中に最近学会などで窒素・リンの吸収能力が注目を浴びているホテイアオイ等の浮草性植物類を栽培し、窒素・リンを吸収させた後、定期的に収穫し、自然乾燥させ、堆肥化したり焼却するなどして窒素・リンの回収除去を図っていただきたいと思います。

ホテイアオイを利用する場合、冬期にはビニールでおおう等、種苗の越冬対策が必要ですが、しゅんせつ、アオコ捕集、薬品処理などによる回収除去法に比べ、経費も著しく安価である上、二次公害の心配もありません。下水処理の際の三次処理法としてもすぐれた方法であると思われるので、パイロット事業的にでも是非とも早急を実施していただきたいと思います。同時にその他の植物を利用した方法についても研究を進め、実用化を図っていただきたいと思います。

[4 小規模処理施設(土壌浄化方式など)の徹底普及を図ること。]

この霞ヶ浦を浄化するためには下水道(三次処理)の普及が不可欠ですが、下水道整備計画によりますと昭和65年でも流域人口の50%しかカバーできません。その間にも霞ヶ浦の汚濁は進行するのです。下水道整備計画に入っていない地域はもちろん、計画区域内でも未だ下水道が整備されていない地域にも早急な対応策が講じられなければなりません。

そのためには、中小規模の発生源対策を考慮する必要があります。土浦市では本年2月に家庭

雑排水の対策として、土壤浄化方式による各戸処理のモデル装置を設置しました。それから半年後、モデル装置の経過報告が市公害課から公表され、家庭雑排水処理に有効な装置として各報道機関で取り上げられると、周辺の市町村でもこの方式によるモデル装置の設置が検討されました。また、関城町では農業用水の汚濁対策として土壌式の用水障害処理施設を昨年6月に設置し、予想以上の成果を上げています。

土壤浄化方式は富栄養化防止を目的に開発された工法で、BODはもちろんCOD、窒素、リン、衛生害虫の除去にもすぐれ、薬品を使わないため二次公害の心配もないとのこと。これらの装置の実績は中小規模の発生源対策の可能性を示しています。

先日の霞ヶ浦シンポジウムでは、竹内知事も土壤浄化法に注目し、発生源対策の実施を考慮されていましたが、是非とも早急なる発生源処理のための対応策を実施し、土壤浄化施設の徹底普及を図っていただきたいと思ひます。

6 閉鎖性緩和の方策として常陸川水門の開放時間を長くすること。

霞ヶ浦を人間とたとえるならば、重症の糖尿病といえましょう。今回の条例はさしあたり、その食餌療法で窒素とリンという栄養源を湖内に入れない方法です。導水は点滴またはカンフル注射にあたるでしょう。しかし、病人にとって一番大切なのは排泄物がどういう形で体外に排泄されるかということではないでしょうか。

常陸川水門は今、年間約100日しか開放されていません。しかもこれは1日1時間開けても1日と数えた上でのことです。水利用の観点から水門の必要性は理解しますが、水門を開けるというのは一番予算のかからない水質浄化法かと思ひますので、きめ細かい操作をとり行い、閉鎖性を緩和する方向にすすめていただきたいと思ひます。

7 下水道終末処理場・し尿処理場排水についての窒素・リンの規制措置を徹底すること。

これらの施設はいずれも公共施設であり、水質浄化に対する行政の姿勢が直接問われるところだと思ひます。民間の工場・事業場排水等への規制を実効あるものとしていくためにも、まず行政自らがこれら公共施設の排水について厳しい規制措置を講じるべきではないでしょうか。特に湖北流域下水道などは完成すると日量最大50万トンもの処理水を排出することや、現在ある4つのし尿処理場からの排水だけで霞ヶ浦に流入する全窒素の11%を占めていることなどを考えると、これらの施設の排水については、窒素・リンの除去のための三次処理を義務づけるべきであり、そのための財政支出を惜しんではならないと思ひます。

11月30日 志村・清水 県議会へ出かける。

反応全くなしとのこと。ションボリ

12月 1日

2日 } 奥井、県議会議員さん全員に電話で請願の説明、紹介議員の依頼をする。

3日 }

12月 4日 清水、片亀、奥井、直接会ってお願いしようとのこと、県議会議員控室に行き
お願いする。前もって手紙を出してあるし、電話で依頼してあるにもかかわらず、冷い反応が多
い。仕方ないからなってやるという態度の人もいる。霞ヶ浦富栄養化防止条例が、これほど話題
になり、私たち市民として一生懸命この一年やって来たつもりなのにかんじんの県議さんの態度
がこれではと思いやられてガッカリ。自分の意見は党の方針通りでこれに従うからいえないとい
う人もかなりいた。主体性がないことおびただしい。私たち住民が一生懸命なわりには県議さんたち
に熱はないようである。最終的には、それでも紹介議員に34名の人になってもらう。

12月 5日 三項目の粉石けん別請願、15団体と6人。

【粉石けんなどに関する請願】

霞ヶ浦周辺で粉石けん運動を草の根運動として続けて来た団体、今から続けて行こうとする団体、
個人の中で、富栄養化防止条例について、特に粉石けん使用については、琵琶湖条例より後退して
いるのではないだろうか、心配が高まっております。市民連絡会議に入っている団体も、入って
いない団体もありますが、請願の三項目につきましては、志を同じくするもので、別に三項目の請
願を行いますのでよろしくお願い申し上げます。

請願団体 茨城県消費者団体連絡会、土浦市消費生活連絡協議会、谷田部くらしの会、土浦暮ら
しの会、シンポジウム「霞ヶ浦と洗剤」筑波大実行委員会、土浦の自然を守る会、
県南地方労働組合協議会、株式会社阪東、土浦薬剤師会、常総生活協同組合、桜村民
の会、ROTATION・SHOP、エルザ自然保護の会、茨城県労働者消費生活協
同組合、茨城県ハイムセンター

個人 岩崎 惇子、楠見 正子、山村 浩一、谷口 寿昭、原田 泰、大西 恵子

請 願 趣 旨

公共用水域の水質浄化に関して、以下の3点についてお願いいたします。

1. 霞ヶ浦富栄養化防止に関する条例(以下「条例」という)の適用区域を県内全域とするとともに、国に対し湖沼環境保全法の早期制定を求めること。
2. 家庭用合成洗剤については、りんを含むと否にかかわらず、条例においてその使用、贈与、販売を禁止すること。
3. 条例制定後、可及的すみやかに各家庭にある合成洗剤をメーカーが回収し、粉石けんととの交換を行うよう強力に指導すること。

請 願 理 由

1. について

県内には牛久沼、濁沼、千波湖など、霞ヶ浦よりむしろ深刻な汚濁状況にある湖沼が散在しています。そこにはたくさんの水生動植物が生息し、直接間接に私たちの生活に関わっています。これらの生態系のバランスが湖沼の汚濁によって狂えばその影響は必ずや人間にも及んでくるでしょう。ですから、直接飲用していないからといってそれらの湖沼を適用区域から除外すべきではありません。それは河川、海洋とて同じことです。したがって、条例の適用区域は県内全域とし、さらに日本全国にも及ぶよう国に対して湖沼環境保全法の早期制定を求めるべきだと思います。

2. について

私たちは石けんというすぐれた洗剤もっています。その安全性は5000年以上の歴史の中で十分に検証されており、また、洗浄力の点でも現在あるいかなる合成洗剤よりもすぐれています。それにもかかわらず、戦後の石油文明の中で石油を原料とする合成洗剤が次々につくられ、それらが十分な安全審査も経ないまま市場へバラまかれ、マスコミによる宣伝を通じていまや大部分の家庭に普及しています。

しかし、メーカーが「安全である」と言い張っているにもかかわらず、浴用の合成洗剤が作られないのはなぜでしょうか。それこそがメーカー自身安全性に自信をもっていないことの証しにほかなりません。そして、洗浄力の悪さは蛍光増白剤という発ガン性の疑いのある物質によって白く染めあげることによってカバーしているのです。

合成洗剤による障害は主婦の手あれや赤ちゃんのおむつかぶれなど、目に見える顕著な障害から、現代文明病といわれる成人病や奇形などにまで影響している可能性は十分あります。

本当に安全ですぐれたものであるならば私たちは合成であろうともむしろ喜んで使います。しかし、今のままでは安全かどうか私たちが私たちがの子孫によって人体実験されているに等しいと思います。そして、「やはり有害であった」という結果が出てからではとり返しがつかないのです。

このように安全性に疑問のある製品を野放しにしておくことは県民の生命と健康を守るべき行政としての責任を放棄するものだと思います。

また、合成洗剤は下水処理機能を低下させ、BOD、CODを増加させることになるわけで、富栄養化防止の観点からも規制されてしかるべきものです。

以上のことから、現在ある合成洗剤は、安全性があらゆる観点から本当の意味で確認されない限り、その製造、販売、使用を禁止すべきです。

3について、下水処理場未処理場・し尿処理場排水についての窒素・リンの規制措置を徹底すること

現在、多くの家庭には贈答品や新聞拡張員の景品などを含め多量の合成洗剤がたまっているのが実情です。滋賀県では各市町村が粉石けん購入券との交換を行いました。本県では今のところ交換を行う予定はないということです。

条例で合成洗剤の使用を禁止しても、それらの回収、交換が行われなければ、よほど良心的な人でない限りは「あるものは使い切ってしまう」と思うのが人情ではないでしょうか。県は財源的にも交換はむずかしいと言っていますが、本来これは洗剤メーカーが引き取って粉石けんと交換するのが筋だと思います。条例を実効あるものとするためにも、是非とも県の責任において合成洗剤の回収、交換をメーカーに強力に指導するようお願いいたします。

12月7日 請願書提出のため県議会に行き常井議長にお会いし手わたす。

【富栄養化防止条例に関する10項目の請願】

霞ヶ浦をよくする市民連絡会議(77団体)

代表 筑波大シンポ委 片亀

県南地方 清水

土浦の自然を守る会 奥井

【公共用水域の水質浄化に関する3項目の請願】

粉石けん運動を続けて来た15団体と個人6

代表 土浦消費団体連絡会 田中

岩本

佐藤

茨城県消費団体連絡会 森口

茨城ハイムセンター 鈴木

12月11日 事務局会議(於 童話館)

富栄養化防止条例は、発例されて1つのふし目は終わったけれど、これからの市民の活動の方が大切で、今後のとりくみとして

1. 無リン合成洗剤がスーパーなどで大安売りされる可能性がある。その対策
2. 用水開発
3. 尿尿処理場 小規模処理施設の問題点
4. 土地利用規制
5. 住民の手による水質調査
6. トリハロメタンの問題
7. 学園センタービル清かん剤として大量のリン酸を使う件
8. 湖沼特別措置法案

12月21日 霞ヶ浦富栄養防止条例 県議会通る。

【県議会より結果通知】

56.1.27 「霞ヶ浦富栄養化防止に関する条例案」に関する請願

霞ヶ浦は、古くから県南地方の水源や漁場として、また、風物として物心両面から人々の生活を支えてきた。この母なる湖は、急激な汚濁の進行によって、今まさに死に瀕している。

その汚濁の原因は、非常に複雑かつ多様であり、流域で生活及び生産活動を営む者は何らかの形で汚濁に関与していると言っても過言でない。

その意味で「霞ヶ浦富栄養化防止に関する条例案」には、高く評価しており、昭和56年第4回定例会で、この条例案が成立することを心から希望している。

しかし、水質汚濁の問題は、霞ヶ浦だけでなく、千波湖、酒沼、牛久沼等においても同様の深刻な状況にあり、この条例ですべてが解決するとは思えない。

については、「霞ヶ浦富栄養化防止に関する条例」の制定を契機として、下記事項の実施について、特段の御配慮を賜りたい。

記

1. 行政指導としては粉石けんとすること。

昭和56年12月21日 継続審査

2. ホテイアオイ等の浮草性植物などを利用して、霞ヶ浦への流入や湖水中から窒素・リンを積極的に回収、除去する方策を基本計画に組み入れ、早急を実施すること。 昭和56年12月21日 採択

3. 工場・事業場等の排水は、大規模工場・事業場については最大排出量を工場・事業場ごとに協定し、下水道に入れずに自家処理させること。新設の大規模工場についてはクローズドシステムを採用するよう指導すること。また、下水道未整備地区の中小工場・事業場については工場・事業場ないしは共同の排水処理施設を設けるよう指導と助成を行うこと。 昭和56年12月21日 継続審査

4. 小規模処理施設（土壌浄化方式など）の徹底普及を図ること。

昭和56年12月21日 採択

5. 住宅地開発については、その排水処理方法について知事と協定することを義務づけること。下水道未整備地区のし尿及び家庭雑排水は処理施設（土壌浄化方式など）の設置を義務づけ助成措置を講ずること。

昭和56年12月21日 継続審査

6. 下水道終末処理場・し尿処理場排水についての窒素・リンの規制措置を徹底すること。昭和56年12月21日 採択

7. 農業排水については、農業者のみの責任とせず、肥料の流出防止策や適正な施肥の指導等を基本計画に組み入れ、必要な助成を行うこと。

昭和56年12月21日 採択

8. 畜産については、農地還元を基本とする家畜ふん尿の有効利用策及び流域における飼育頭数の適正化の方策を基本計画に組み入れ、畜舎及び処理施設の整備に対し必要な助成を行うこと。昭和56年12月21日 採択

9. 水産養殖については、飼料の改善、無給餌養殖の拡大、鯉養殖のてい減対策を基本計画に組み入れ、必要な助成を行うこと。

昭和56年12月21日 採択

10. 閉鎖性緩和の方策として常陸川水門の開放時間を長くすること。

昭和56年12月21日 継続審査

紹介議員氏名

川口 三郎・野村 義男・野村 五男・川井 一郎・青木 昌司・三村 勇・関 宗長
小幡 五朗・横田 栄一・尾見 博巳・松浦 英一・内野 成作・小川 了介・粕田 良一
山中 博・手塚 克彦・大橋 幸雄・中村 謙一・横田 修平・藤沢 順一・柴沼 弘
滝田 欣一・益子 太一・小林 啓一・藤原 誠・種田 六郎・西野宮四郎・小林 一三
野上 義男・大久保 清・宮寺 新三・山口 澄夫・佐川 千秋・足立 寛作・高橋 清

湖沼の富栄養化防止条例は、ビワ湖条例につぐ二番目の県条令である。ビワ湖条例には生みの苦しみがあつた。前文の格調の高さがそれをものがたっているように思われる。霞ヶ浦条例は二番目の条例である。せめてビワ湖条例のマネでなく、ビワ湖条例を越えたものをつくってほしかったというのが市民連絡会議の願いであつたがそれは望めなかつた。適用範囲の問題、総量規制の問題、乱開発防止の問題に手がつけられていない。

粉石けん三項目の請願は、すべて継続審査

57年1月12日 新年会（於 ふとまる寿司）

県議会請願の報告、住民の手による水質調査に東大自主講座協力、大阪大学、山田国広氏にトリハロメタンの話をしてもらい、東大自主講座と交通費など費用折半。

2月 3日 第14回事務局会議（於 童話館）

志村、奥井、山中、横井、清水、原田、高橋、片亀、天谷、茅野、田沼、酒井

・トリハロメタン講演会 3月14日 社教センター 講師 山田国広氏

・ステッカー（バッジ）のデザインを公募する。講演会と同時に発表

（こまかいことは天谷・奥井に一任）

・条例本計画の内容をチェックする必要あり

・尿尿処理場のリン・チッソ 総量規制の必要があるのではないか。

天谷調査報告

〔発生源水質調査〕

土浦市し尿処理場

採水日時 昭和57年1月24日 17時

全窒素（T-N） 14.0 ppm

アンモニア-N 7.1 "

亜硝酸-N 2.2 "

硝酸 N 4.7 "

COD 約 25 "

全リン（T-P） 2.0 "

排出水量 2,600 t/日

N排出量 36.4 kg/日 13.3 t/年

P " 5.2 kg/日 1.9 t/年

COD " 65 kg/日 23.7 t/年

し尿搬入量は130 t/日、20倍にうすめて放流することになっている。

し尿中のNは、約10 g/人/日 Pは約1 g/人/日

霞ヶ浦流域下水道処理場

採水日時 昭和57年1月30日 9時

全-N 15.3 ppm
（全部 硝酸性N）

全-P 0.3 ppm

COD 136 ppm

排出水量 11000 t/日

T-N排水量 168 kg/日 61.3 t/年

T-P " 2.2 kg/日 0.8 t/年

COD " 150 kg/日 54.7 t/年

処理流域 土浦市旧市街約6000戸(土浦市人口12万人、3万戸の約20%)

処理対象 水洗便所排水・雑排水

・市民アンケート実施の件

・水質調査

霞ヶ浦流域・市民による水質調査団を呼びかけるにあたって

昔、といっても、20年位前ころまでは、私達の生活は、水ともっと密着していました。

科学や技術が発達して、私達は苦勞せずにふんだんに水を手に入れることができるようになりました。しかし、水は、私達の生活から遠ざかっていきました。

今、多くの人が生活の中で見る水は、水道の蛇口から流しの排水口までの、せいぜい50cmのキョリの水です。水がどこから来、どこへ去っていくか、生活の場では見えなくなりました。水は単なる消費物質となり、私達の日々の生活や、それをとりまく自然環境の一部ではなくなったのです。

水が汚れていった原因の一つはここにあると思います。

水をきれいにしようと思ったら、私達自身が水に近づいていかなければいけないと思います。それが、霞ヶ浦流域市民による水質調査団のよびかけです。水道の蛇口の前にある水、流しの排水口の後にある水を、探しに行こうと思います。

きれいな水といっしょに、私達が安心して生きられる生活も見つけられたら、と思っています。

① はじめに

「霞ヶ浦をよくする市民連絡会議」のこれまでの活動の成果をふまえ、さらに質的に発展させるために、霞ヶ浦と流入河川の水を市民自らの手で調査することを提案します。

② 意義

この調査の意義は

- ① 個々の汚染源を具体的に知る
- ② 市民が自分達のデータを持つ
- ③ 参加者が実作業を通して、「自然」と「人」とに接する

ことにあります。

③ 目的

この調査の具体的目的は、次の2点です。①が基本で、これをもとに②を考えることとなります。

① なぜ霞ヶ浦はよごれるのか—— 水の状態を知る

② どうしたらよいか—— 対策を考える

④ 内容

(1) 調査項目

調査項目は、大きく2つに分けられます。

① 水をとりまく社会環境 { 水利用の形態(農業、工業、商業、生活)

{ 人びとの生活のようす(農業、工業、商業、生活)

② 水と水をとりまく自然環境

{ 動・植物のようす

{ 河川・湖沼のまわり

{ 水生生物

{ 土壌のようす

{ 水 中

{ 水質調査

{ 水のようす

水質浄化のためのステッカーのデザイン募集

① テーマ 霞ヶ浦浄化をうったえるもの

② 大きさ 縦10cm、横20cmの範囲内で自由

③ 色 3色以内(黒も一色とする)

④ 文字 自由

⑤ 応募締切 3月10日必着

⑥ 入選発表 3月14日 審査委員長 土浦市長

⑦ 賞品 一席 粉せっけん1年分、二席 粉せっけん6ヶ月分、参加賞 粉せっけん2ヶ月分

2月17日 第15回事務局会議 (阪東KK)

① 今後の方針

各自治体への統一要望書を作成する。

(し尿処理場の改善策、継続となった請願の再要請、粉せっけんの交換、定期協議の場の設置など)

② 霞ヶ浦浄化ステッカー図案の募集

- デザインを公募して入選作をステッカーとして作成する。
- ステッカーを頒布して、浄財は市民連絡会議が浄化運動推進のための資金とする。

③ 住民アンケート

- 霞ヶ浦と洗剤について、アンケートを通して住民の関心を高める。

④ 水質調査

- 名称 「霞ヶ浦流域市民による水質調査団」
- 市民が自分の目と肌で汚染の実態を知ると共にそれを科学的に裏付けることを目的に、どのような内容ですすめるかは調査参加者できめる。

⑤ 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議 第9回講演会

テーマ 飲料水中の有害物質を考える——トリハロメタンを中心として——

講師 大阪大学 山田 国広先生

- 2月22日 霞ヶ浦だより発行
- 2月25日 ステッカー募集のチラシ・ポスター出来る。
- 3月1日 土浦市報でステッカー募集の記事けいさい
- 3月10日 ステッカー図案しめ切る 74点
- 3月11日 第16回事務局会議(於 阪東)
ステッカーの整理台紙にはりつける作業
- 3月14日 役割り分担 打合せ

3月14日
〔第1部 ステッカーデザインコンクール〕まとめ 天谷・奥井
公募 ステッカー 74点 公開審査 審査員 80人

第1席	宇野 昭(土浦市)	田中寿彦(境町)
審査委員長	土浦市長 箱根 宏	
〔第2部 飲料水中の有害物質を考える 』トリハロメタンを中心として		
第9回講演会	山田国広氏	
参加者	91人	司会 母親連絡会
〔第3部 全体会〕		

- 司会 片亀
- 1. 請願提出後の経過報告 志村
- 2. 市民連絡会 今後の方針 清水

3. 具体的とりくみ

- ① 住民による水質調査 原田
- ② ステッカーの製作配布 天谷
- ③ アンケート調査 高橋

4. 会計報告と財政 横井

3月23日 第17回事務局会議(於 阪東)

大久保、原田出席

4月7日 ステッカーのパネルづくり 横井・奥井

8日 " 真山・奥井

12日～22日 サンワ銀行でステッカー展示

24日～25日 まつりつくばでステッカー展示

5月10日～6月5日 常陽銀行学園支店ステッカー展示

4月16日 第18回事務局会議(於 阪東)

原田・高橋・志村・片亀・田沼・天谷・勝田・渋井・横井・奥井

霞ヶ浦だより2号発行、洗剤アンケート、ステッカーの見積り注文

条例を分水嶺で分けないで44市町村全域に適用する件については、さみだれ戦術で各会が県に陳情すること。見本として自然を守る会の陳情書コピーを配る。

水質調査団中間報告

4月24日・25日 まつりつくばへ、ステッカーをパネルに貼り展示 原田・奥井

5月19日 事務局会議(於 阪東)

きれいな水と命を守る合成洗剤追放全国連絡会の"霞ヶ浦シンポジウム"に協力を決定

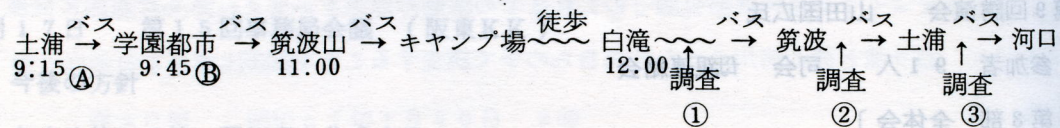
水質調査 打合せ 4/5・4/20・4/28・4/30 ニュース 5/15 報告

5月25日 水質調査団会議

5月30日 霞ヶ浦流域・市民による水質調査団

踏査ハイキングについて

桜川の支流と本流に沿って、バスと徒走で筑波山から土浦まで踏査し、調査方法の検討。



バス
→ 土浦駅前
16:00

① 白滝（逆川 上流部）

山間の溪流で、自然状態が残っている。ふもとは、山里である。ここから下は水田になり、耕地整理がなされ、農業用水として用いられる。

② 桜川 中流付近

畑、水田地帯を流れる桜川の中流部分である。真壁、筑波など市街地もある。

③ 桜川 下流 土浦市内

都市を流れ、霞ヶ浦へ注ぐ河口部分である。

○ 調査内容

① 地形の観察・測量。植物、動物の観察、採集。

② 簡易水質分析 採水・分析

○ 用意するもの

（全体）

・メジャー 5 ・棒（2m くらい・10cm 間隔にメモリ）5 ・バケツ（ひも付）5

・バット 5 ・ザル 5 ・コップ 10 ・虫メガネ 10 ・ピンセット 10

・採水瓶（1ℓ）5 ・温度計 5 ・スポイト式簡易比色計

〔水質踏査ハイキング〕 団長 原田

〔参加者〕 74人（大人49人 子ども25人）

美浦中 6 桜村主婦 17 自主講座 6 筑波大 11 土浦の自然を守る会 10

一般 24

〔調査地点〕

上流での調査 筑波山白滝

中流 桜川君島橋

下流 霞ヶ浦

観測地点	項目	気温	水温	PH	透視度	PO ₃	アンモニア性窒素 NH ₄	亜硝酸性窒素 NO ₂	硝酸性窒素 NO ₃	COD
白滝		23.5℃	17.2℃	6	30cm以上	ND	0.07	ND	—	3.0
君島橋		24.8	27.3	6.8	30cm以上	0.35	0.17	ND	0.46	7.0
桜川河口		24.5	25.5	8.6以上	14.5cm	0.12	0.10	ND	0.86	9.5

（NDとは「検出されず」という意味です。—は「測定しなかった」こと。） （単位 PPM）

参加者の中から水の先生、昆虫の先生、分析の先生などいろいろな人が出現し、その人を囲んで話をききながら調査を行った。本当の自主講座である。年齢は70才から3才まで楽しいハイキングだった。

野鳥を観察して

竹園東小 5年2組 石沢 美都

3年生の時、田んぼの近くにひっこしてきてから、野鳥をよく見かけるようになりました。そして、おもしろくなって、図かんや、そうがんきょうを買って、庭や田んぼの方で観察するようになりました。

うちの庭にえさ台を作り、ウメモドキ、ムラサキシキブ、ピラカンサなどの鳥の好きな実のなる木を植えました。えさは、パン、ごはん、さとう水、くだものなどをあげています。

えさ台にくる鳥は、ヒヨドリ、スズメです。ヒヨドリもスズメも、初めのころは、けいかいしていましたが、ヒヨドリの方は、庭にでて、あまりにげなくなりました。

ヒヨドリはスズメより強くて、よく屋根の上や木のえだにとまって、えさ台をみはっていて、スズメがくると、おいはらってしまいます。

ほかの野鳥もえさ台にくれればいいと思って、本に、モズはあぶらみが好きだ、と書いてあったので、庭の木にぶらさげておいたら、モズがこないで、あまいものが好きなはずのヒヨドリが食べていたことに、おどろきました。

秋にカワラヒワが、庭のヒマワリの種を食べにきたので、ヒマワリの種を冬までとっておいて、えさ台に置きましたが、カワラヒワは来ませんでした。でも、近くの空き地には、カワラヒワのたいぐんがよく来ていて、草の実などを食べていました。

庭や、近くの田んぼで見た鳥は、ヒヨドリ、スズメ、カワラヒワ、セッカ、コジュケイ、オナガ、キジ、キジバト、ドバト、コサギ、ムクドリ、ホオジロ、ウグイス、ヒバリ、モズ、セグロセキレイ、シジュウカラ、ハシブトカラスで、冬には、ツグミ、タゲリ、ジョウビタキ、コガモ、あたたかくなると、アマサギ、ツバメもやってきました。雨あがりに、中学校の校庭に、タゲリ、セグロセキレイがきていたこともあります。

鳥は、観察しようとしても、動いたり、にげてしまうので、みわけるのに苦労しました。でも、今は、なき声だけでもだいぶわかるようになりました。

東京の世田谷の方では、にぎやかな所でも、えさをやると、いろんな種類の鳥がくるそうですが、この辺には野鳥がたくさんいるのに、うちのえさ台には、スズメとヒヨドリしかきませんでした。そして、夏になると来なくなりました。田んぼや空き地には、木の実や虫など自然のえさが豊かだから、あまり来ないのだろうと思います。えさ台にあまり来ないのは残念ですが、鳥にとってはこのままの方がいいのだと思います。

筑波山にガマがいなくなったわけ

奥井 登美子

筑波山といえば、おなじみ「ガマの油」の口上がある。

「さあて、お立ちあい。ご用とお急のない方は……」

10年ばかり前まで筑波山には、たしかにガマが多かった。雨上りの日など、裏筑波の山道に、たくさんの石ころ。近付くと石ころがむっくり動いてびっくりする。石ころと見えたのはガマ。そのくらいガマが多かった。そのガマが最近めっきり少なくなってしまって観光用につかまえるのに苦労しているという。なぜガマが少なくなってしまったかあまりせんさくする人もいないらしい。

私は、もしかしたら犯人は空中散布（殺虫剤の）ではないかと思う。

昭和51年から時限立法で松くい虫防除予防のための空中散布が行われることになった。筑波山も空中散布の対象になってしまっている。茨大の鈴木幹男先生のデータによると、昭和52年、最初の空中散布の時、筑波山中の100㎡の中で死んでいた昆虫は1080匹。そのうち悪役のマツノマダラカミキリは一匹もない。次の年、昭和53年の散布で、同じ100㎡の山の中で死んでいた昆虫は35匹。この時もマツノマダラカミキリはゼロである。昭和54年、3年目では52匹。この時も悪役はゼロである。

先生にお借りした図をみていただきたい。図をみるとソラおそろしくなる。

筑波山は植物の種類も、昆虫などの種類も豊富な山であった。それが空中からヘリコプターで殺虫剤をまくことによって昆虫の種類など極たんにへってしまった。散布の直後は土の中にいるはずのミズまで地上にはい出して、のたうちまわって死んでいるそうである。

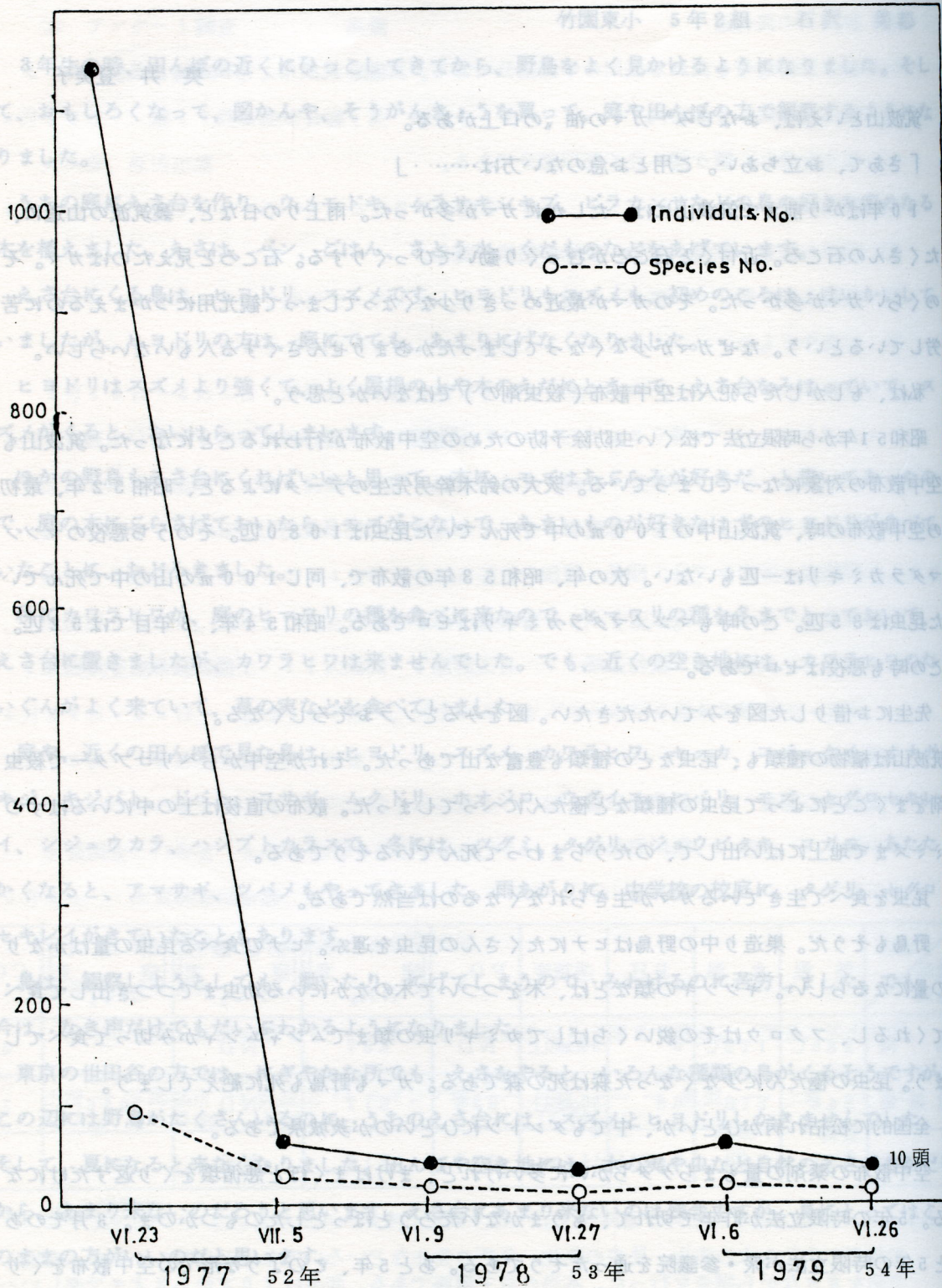
昆虫を食べて生きているガマが生きられなくなるのは当然である。

野鳥もそうだ。巣造り中の野鳥はヒナにたくさんの昆虫を運ぶ。ヒナの食べる昆虫の量はかなりの量になるらしい。キツキの類などは、木をつついて木のなかにいる幼虫までつつき出して食べてくれるし、フクロウはその鋭いくちばしでカミキリ虫の類までムシャムシャかみ切って食べてしまう。昆虫の極たんに少なくなった森は死の森である。ガマも野鳥も死に絶えてしまう。

全国的に松枯れ病がひどいが、中でもダントツにひどいのが茨城県である。

空中散布の薬剤の量もまちけたちがいに多いけれど、まけばまくほど悪循環をくり返すだけになる。5年の時限立法が昨年で切れて、もうまかないだろうとほっとしたのもつかのま。3月そのあと5年の時限立法が衆・参議院を通ったそうである。あと5年、このような形での空中散布をくり返したら森林はどうになってしまうのだろう。

図1 The yearly variation on number of dead insects of main order collected on forest road 100M. (1977-1978-1979)



The yearly variation on number of dead insects of main order collected on forest road 100 M. (1977-1978-1979)

Order	1977					1978					1979					
	Species No.		Individuals No.			Species No.		Individuals No.			Species No.		Individuals No.			
	I	II	I	II	I+II	I	II	I	II	I+II	I	II	I	II	I+II	
Hymenoptera	38	3	799	6	805	4	1	10	3	(13)	2	2	15	3	18	836
Diptera	11	2	184	2	186	3	0	8	0	(8)	2	3	2	4	6	200
Coleoptera	23	8	61	41	102	6	3	10	3	(13)	3	2	12	7	19	134
Lepidoptera	7	1	14	1	15	0	1	0	10	(10)	5	2	5	3	8	33
Hemiptera	3	2	9	2	11	0	1	0	1	(1)	1	1	1	4	5	17
Orthoptera	2	3	5	4	9	1	1	6	10	(16)	1	1	0	1	1	26
Neuroptera	2	0	2	0	2	1	0	1	0	(1)	1	1	0	0	1	4
Dermaptera	1	1	4	1	5	0	0	0	0	(0)	1	1	15	3	18	23
Odonata	1	1	1	1	2	0	0	0	0	(0)	0	1	0	4	4	6
Pasmida	1	1	1	1	2	0	0	0	0	(0)	1	1	1	1	1	3
Dictyoptera											1	1	1	1	1	1
11	89	22	1080	59	1139	15	7	35	27	(62)	16	13	52	29	82	1283

本の紹介

〔節水革命〕 安田 睦彦著 新時代社 980

「水問題解決の決め手!」 都留重人氏(元一橋大学長)・華山謙氏(東工大教授)推薦 カラ梅雨の夏は「水不足だ」「節水だ」と騒がしい。本来、真の節水型社会になっていればあわてずすむ。だが「水を大切に」は口先だけ。水の浪費構造は変わっていない。住民自身が、これだけの水で十分と、水政策の転換を迫るときがきた。具体例も豊富に、わかりやすく、水問題の核心を衝く。「主婦必読の本!」 竹井二三子氏(日本生活協同組合連合会副会長) 私たちは何気なく水をむだ使いしていないでしょうか。少し節水することで、自然破壊や水汚染がなくなるばかりか、下水負担が少なくなり、水道料金も値下げできることがわかりました。複雑な水問題が氷がとけるようにわかってきます。水行政にも住民が参加する必要を痛感しました。(本誌帯より)

第2章 限界にきた水資源開発で〔工業用水にも不合格の霞ヶ浦の水〕〔即効望めぬ霞ヶ浦浄化条例〕〔水ガメ化が水質悪化招く〕など霞ヶ浦水問題について核心をつく問題が書かれている。この本ご希望の方は童話館まで。 TEL 0298-21-0260

図1 The yearly variation on number of dead insects of order Coleoptera and Diptera collected in the year 1977 and 1978 in the area of the study.

旅の秋

山根 策雄

Year	1977		1978		Order
	Species No.	Individuals No.	Species No.	Individuals No.	
1977	38	3,799	4	1,103	Hymenoptera
1978	11	2,186	3	30	Diptera
1977	1	1	1	1	Coleoptera
1978	3	8	2	10	Lepidoptera
1977	3	11	1	1	Hemiptera
1978	2	2	2	2	Orthoptera
1977	2	2	2	2	Neuroptera
1978	1	1	1	1	Dermoptera
1977	1	1	1	1	Odontata
1978	1	1	1	1	Psephenidae
1977	1	1	1	1	Diclyptera

山峡で行き暮れた

山里の娘からもらった握飯の

温みがてのひらを通して

ゆるやかに体内をひろがってゆく

奥日光の湿原に人知れず咲いていた

あの名の知れない一輪の

野の花の秋の透明な眸が

夜空にきらめく

汝、老いたるさすらいの旅人よ

胸を大きく広げて

人生の日暮れを抱擁せよ

星の光は

夜暗(やみ)の中からこそ見ることができる

インマニエル

(被害材積)

区分		年度	5 1	5 2	5 3	5 4	5 5
			千 m^3	千 m^3	千 m^3	千 m^3	千 m^3
民 有 林	北海道		—	—	—	—	—
	青森		—	—	—	—	—
	岩手		—	—	—	0.5	0.1
	宮城		1.7	0.7	1.5	1.8	2.5
	秋田		—	—	—	—	—
	山形		—	—	—	0.0	0.1
	福島		0.4	1.1	1.4	2.8	3.3
	茨城		19.1	26.5	74.2	71.25	394.2
	栃木		0.3	0.5	2.4	4.69	8.73
	群馬		—	—	0.2	0.4	0.7
	埼玉		—	—	0.6	1.2	2.3
	千葉		2.05	1.28	2.62	1.90	6.74
	東京		0.8	0.3	0.5	0.7	1.1
	神奈川		9.9	6.0	7.2	7.3	5.8
	新潟		—	—	0.4	4.9	4.4
	富山		0.9	0.5	0.5	0.5	0.5
	石川		10.9	6.1	3.3	17.7	21.3
	福井		—	—	1.5	5.2	10.9
山梨		—	—	0.5	0.6	0.6	
長野		—	—	—	—	—	
岐阜		3.8	3.9	1.25	1.34	2.11	
静岡		7.5	19.6	46.2	75.2	105.9	
愛知		14.1	19.3	46.6	84.1	121.2	
三重		11.5	18.7	22.2	32.0	44.8	
滋賀		2.5	3.4	4.0	6.8	6.7	
京都		9.4	11.1	31.2	45.2	42.4	
大阪		25.8	27.9	36.4	39.0	29.9	
兵庫		60.3	67.5	105.1	120.7	104.3	
奈良		15.3	13.1	41.6	53.3	52.4	
和歌山		41.8	37.4	45.7	48.7	46.7	
鳥取		2.2	5.8	39.2	120.7	119.9	

区分		年度				
		5 1	5 2	5 3	5 4	5 5
民 有 林	島 根	千 m^2 6.8	千 m^2 7.0	千 m^2 14.3	千 m^2 37.1	千 m^2 45.1
	岡 山	124.3	112.9	175.7	157.9	95.2
	広 島	21.8	16.2	46.9	85.8	70.7
	山 口	61.4	55.7	70.7	68.9	51.0
	徳 島	3.5	5.4	14.5	22.3	20.9
	香 川	12.9	19.7	61.7	111.4	100.0
	愛 媛	38.5	42.1	51.6	83.1	86.0
	高 知	10.6	11.0	10.5	9.7	9.2
	福 岡	21.2	22.3	56.0	67.2	41.6
	佐 賀	9.1	6.8	5.5	3.9	2.7
	長 崎	34.7	26.3	22.1	18.7	11.6
	熊 本	21.6	22.8	18.2	15.4	12.1
	大 分	59.4	46.7	43.6	52.3	39.1
	宮 崎	20.1	20.2	22.0	23.0	22.6
	鹿 児 島	40.5	53.8	74.9	66.0	49.2
沖 縄	0.9	0.8	0.7	0.5	1.5	
民 有 林	746.0	751.9	1,929.4	2,284.3	1,956.3	
国 有 林	56.6	57.3	144.1	148.5	143.0	
合 計	802.6	809.2	2,073.5	2,432.8	2,099.3	

(被 害 面 積)

	千ha	千ha	千ha	千ha	千ha
民 有 林	401.1	422.3	535.9	620.4	641.7
国 有 林	17.5	16.5	22.3	26.4	24.7
合 計	418.6	438.8	558.2	646.8	666.4

- (注) 1 民有林は、都道府県報告による。
 2 国有林は、営林局報告による。(官行造林を含む)
 3 都道府県及び営林局ごとに単位以下2位を4捨5入した。
 4 被害量は、マツノザイセンチュウによる被害が発生している都道府県における被害量である。

私のヨーロッパ旅行

—— カリメーラ・ギリシャ ——

飛田君枝

2月8日(月)

「エーゲ海に捧ぐ」映画に魅せられて、アテネ行ルフトハンザ機に乗る。成田発午後5時50分、空港の灯のまたたきに見送られ、轟音をたてて、ジェット機は急上昇をはじめた。9日間の旅の運命はもう翼にまかせよう。私の翔びたちたがっている心の翼に。

水平飛行に移ると、離陸時の緊張がとかれ、スチュワデスが狭い通路をワゴンを動かして、飲物のサービスをはじめ。私はまず白ワインで乾杯、つづいてディナーのビーフステーキのために赤ワインも飲んで、身も心もヨーロッパへの期待でいっぱいになり、金髪で細い顔のドイツ娘と、片言の英語をかわしながら、はやインターナショナルな気分になっていた。香港・バンコック・カラチと飛行機は給油のために着地したが、空港が近づくと、機内には到着地の状況を知らせる放送が流れる。それがドイツ語・英語とつづいて、必ず日本語のアナウンスも入るので、日本語も遂に国際語の仲間入りかとうれしくなる。そういえば、この飛行機、ドイツのだというのに、乗客の3分の2は日本人で占めている。スチュワデスのなかにも、たしか1人日本娘がいたようだ。飲物もコーヒー・ティーの次にはオチャときかれる。日本を出たら緑茶は飲めないものとあきらめていたのに、何という日本人優遇だろう。また機内で上映される映画も、日本語の吹き替えが入っていた。

映画や音楽をたのしみ、お酒に酔い、夢見心地でいるうちに、LH機は夜の闇の中を、ひたすら西へ向って飛びつづけた。

2月9日(火)

ギリシャは「伝説と神話の国」といわれている。アポロやビーナスのようなすてきな神様もいるけれど、自己陶醉のあまり花になってしまったり、嫉妬に狂った夫婦喧嘩の果に自分の子を片輪にしまったりと、どうしようもない神様もいる。そんな神様と一緒に暮しているギリシャ人ってどんなキャラクターの持主だろう。

市内観光は、国立考古学博物館からはじまった。シュリーマンがクレタの遺跡から掘りだした黄金のマスクがある。アガメムノン王のマスクということになっている。ギリシャの神々の彫像がある。アルカイックスマイルなるものをこの目で見た。哀しみをたたえた謎の微笑だ。幾何模様の壺や金製の装飾品がすばらしい。次にアクロポリスを訪れ、バルテノンの神殿など見学する。BC5世紀につくられたイオニア式円柱とか、キャリアテイデスという6人の少女像が柱になって屋根

を支えている宮殿など興味深い。殊に2番目の少女像は19世紀初め、エルギン卿によってロンドンに持ち運ばれてしまい、現在のはコピーであるというのも、彫像の魅力を物語っているようだ。このアクロポリスは海拔156mの丘にあるので、アテネの街が一望できる。はるか東方に、アテネの女神が投げた一塊の土からできたといわれているリュカベトス山があるが、その頂上には教会がたっている。オデオンの音楽堂とかディオニソスの劇場とかポセイドンの神殿とか、まさに神話の中に迷いこんだようである。

街へ帰ってホテルへ入ったら、その名が何とキングミノス、近くにはキングデイロスがあり、看板はシグマだのラムダだの、数学の教科書にでてくるようなギリシャ文字の氾濫である。妹と共に靴を買いに、ホテルから脱け出して街を歩いているうちに、帰路がわからなくなってしまった。ギリシャ人は二人歩きの日本人が珍しいのか、盛んに声をかけてくる。ニコニコしながら「カリメラ」(「こんにちは」)とひとつ覚えの挨拶を返すものの、どう行ったらいいのだろうと頭が混乱して、咽喉はカラカラ、握り合った手は汗でビッショリ、必死で英語の話せそうな人を探したが、全然通じない。あの時、旅行会社をみつけれなかったら、今頃はどうなっていただろう。アクロポリスには、あんなに大勢の日本人がいたというのに、街の中には一人もいなかったというのも不思議だ。

2月10日(水)

サロニク・スター号という豪華船(?)に乗り、ピレウスの港から、憧れのエーゲ海クルーズに出航する。ふりそそぐ太陽の光とたわむれて紺青に輝く筈であった海は、冬の曇り空をうつして暗く、限りなく薄明にちかいグレーである。フリーシートなので、席を確保しなければならず、荷物を置いて船中を歩いていたら、中年のアメリカ婦人がやって来て、その席にかけようとする。もどって来た添乗員があわてて自分の席だと主張すると、「ちゃんと坐ってなきゃだめですよ」と英語で叱られる一幕もあり、どこでも中年のおばさんは手ごわいと思った。

やがて「ネ・ネ・ネ」と上手に日本語をあやつるギリシャのおじさんが、フルーツパンチとコーヒーをもって現れた。お金を払うと「アリガトウ。アイシテル」と言う。このギリシャの小男が「アイシテル」と歌うような日本語で言うのを聞いて、私はほんとに日本人は世界中の普通の人たちから愛されているように感じたのだが、錯覚だろうか。

この船も3分の2は日本人であったが、卒業を目前にしてヨーロッパ旅行をしている中央大学の学生たちや、奥さんと娘を連れて休暇を過しにきたアフリカ駐在の商社員と話をした。先生に連れられたフランスの子供の一群が乗っていたが、席は与えられず、トイレの前の通路に坐りこんでいた。それでも子供らしい笑い声をたえずひびかせて、楽しそうだった。船の中には売店もあれば、食堂もある。しかし雨模様の天候のためか、船中を歩きまわるとクラクラ目まいがするように揺れ、鏡のように静かな筈のエーゲ海は、はるばる東方からやってきた女神たちを、機嫌よく迎えてはく

れなかったようだ。

エギナ島、イドラ島、ポロス島と3つの島に寄り、1時間ぐらいずつ買物をしてまわる。映画でみたような白い家並が美しく、海岸から丘へむかって階段状にたっている。織物や民芸品などを素朴につりさげたり、並べたりして売っている様子にギリシャ固有のエキゾチズムが漂っている。値段も安くて、たのしいショッピングができたのだが、ドラクマだのドルだのの換算にはまいてしまった。またピタゴラスのいた国だというのに、計算のよわい店員が多くて、 50×6 が320になってしまったのにはびっくりした。掛算ができないらしいので、たし算して、なっとくしてもらったが、「ノー・プロブレム」(もんだいない)なんていってすましたものだ。夜「タベルナ」(レストランのこと)ディナーショーに行く。ロングスカートをはき、買ったばかりの海豹の毛皮のマントをはおりドレスアップする。が行った先は、掘立小屋の上等といった感じの安っぽい装飾のレストランで、日本人ばかりがからだをくっつき合わせるようにして、ぎっしり坐っている。ギリシャ料理を賞味しながらショーをみる趣向なのだが、えたいのしれないひき肉料理やキュウリとトマトを無雑作にきざんで、お皿に並べただけのサラダで、食欲はわかかなかった。ワインも飲みあきたようで、お水にばかり手がいった。このお水も720mlが4人に1本という割で、遠慮しながら飲ませてもらった。舞台のほうでは、短いスカートをはいたギリシャの男性が、ブズーキ(マンドリンとギターのあいこのような楽器)に合わせて、大声で歌ったり、シルタキ(民族舞踊)を踊ったり、跳びあがったり、ぐるぐるまわったり、お皿をまわしたり、と陽気なショーがくりひろげられ、日本人の代表や、スペイン人の代表なども交互に舞台にあがって、それぞれの国の民謡を披露したりした。最後にヌードダンサーが登場して、内臓のうごきまでみえるようなからだをくねらせるフリフリダンスをみせたが、客席をおりてくると、男性ひとりひとりにからだを寄せて、さわったり、さわらせてりしはじめた。新婚さんなども幾組かいたのに、男性どもはテレるでもなく楽し気な顔をして、上手にあしらっている。「郷にっては郷にしたがえ」というが、日本の男性も海外旅行の末には、ここまで生長(?)したかと、「目も口もものを言わない」男性しか知らない私は、目をみはる思いだった。(会 員)

~~~~~ ウォーターヒヤシンス ~~~~~

チソ、リンを吸収する植物として注目され出した<ホテイアオイ>は、ヒヤシンスに似たうす紫の美しい花を咲かせる。霞ヶ浦周辺の休耕田に、これをたくさん植えてみたら、すばらしいお花見が出来、霞ヶ浦名所がふえるかも知れない。

「土浦の里」を読んで

—— 絵・佐賀進、文・佐賀純 — 「絵と伝聞、土浦の里」
の出版記念会における講演の抜粋 ——

須藤出穂

……この本については、私は大へん感銘いたしました。これは大変立派な本であります。私が大きな声を出してほめたいと思うような本でありまして、その一番先にあげておきたいのが絵の面白さです。私は絵のことは門外漢ですが、大変に心ひかれます。一人々々の人間に対する愛情が、親しみが、優しさがこの絵の中にこめられています。そこに描かれている人の気持が伝わってくるように、非常に丁寧に描かれています。絵の専門家で、どうだおれの絵は旨いだらうと描かれたものは、大体それが表に出るものです。そうではなく、自分の中にあるものをここに何とかして表現したいという熱意が、自然に、素直に現われています。そういう魅力がこの絵の中にあります。私は、子供が絵本を拵げるように、何べんも繰り返し見ておりまして、その度に、何か自分が少年になって、少年時代に読んだ本に巡り合ったような思いがしています。

次に、色々な聞き書きを読みますと、これは又大変に優れたものです。私は、長い間テレビやラジオのドキュメントをやってきた人間なのでよく解るのですが、人からお話を聞いて、それを文章にするということは、本当に気を許して、安心して、聞き手に対して何の疎外感もないという風でないと、決してああいふ話とはれないものです。そして、今日ここにお見えになっております大勢の語り部の方々が、自分の考えていること、知っていることを出し合って、心を合わせて一冊の本を作る。これは本当にすばらしいことであると思います。

もう一つ、つけ加えますならば、あの本の編集・印刷・造本、そういう書物としての全体の出来が抜群でありまして、私は、これは大勢の人に読んでいただきたいと考えました。更に、ある街の移り変りを、あんな風に、あれ程のレベルで記録したものが、日本の他の沢山の街に、もしあるようならば、日本は別の国になっているのではないかと、とそういうことも考えました。今までの通りべんの郷土誌も、この本を見れば、自分たちもこういう本を造りたいと必ず思うに違いないと思いますので、この本を多くの人、特に地方の人たちに見て貰いたいと痛切に思います。

× × ×

……純一さんとお父様とは、時代が違いますけれども、人間が歴史の中を歩いてきた、或は言葉を変えれば、人間の生活の中を歴史が通り過ぎて来たことに、お二人共非常に関心を持っておられると思うのです。

一人の人間は、どんな生き方をしても、好むと好まざるとに拘らず歴史の中を歩いてきています。と

ところが我々が、学校などで習う歴史の本や、大学の先生などが書かれる歴史の本の中では、やはり政治の内側・権力がどう移り変っていったかが主になってきます。それが無意味だということではありませんが、無名の人たち、「土浦の里」の中では、ただ人という言葉を使っていますが、庶民といてもいい、常民ともいてもいい、そういう一般の人たちが歴史の大部分を担っています。それをどう受けとめたかということが歴史の本には書いてありません。そういう人たちは、自分が書いたり記録したりいたしませんから、その部分がいつも抜けてしまいます。そういう人たちが何を考え、どう生きたか、その時代によって、どんな風に時代の波を受けとめたか、時代の変化の中で、どう対応してきたか、ということを実はもっと知っておかなければなりません。歴史の中で生きてきた人々は、偉い人たちではなくて、すべての人々が歴史の中の登場人物であると思います。歴史は書き直されていかなければなりません。「土浦の里」を読んでおると、人々の考えや暮らしが非常に具体的に書かれています。これが本当の歴史なんだと言いたいのです。

民俗学者の柳田国男先生が「明治大正世相史」の序文の中で「時代々々の移り変りの曲り角というものがある。そういうものを、はっきりと伝え残したいと随分考えているが、そういうものは書物の中にはない。私は世相の移り変りだけで、古代から現代までの歴史をまとめることが出来ると思う」というようなことを少し控え目に書かれておりますが、もしそのつもりがあれば、柳田国男先生だったら、或はできたかも知れません。然し「明治大正世相史」という大変優れた本を書かれましたが、そういうことはやられませんでした。そういう試みというものは、至るところで我々の手でやっけていかないと、どっかへ逃げてしまうと思うのです。

今、古きよき時代を愛惜するというだけでなく、地方の文化、街づくりにそれを生かしていくことは大事なことだと思います。過去を愛惜する、失われたものは大変惜しいものであります。が、それは生成発展して別の形で新しい街に生れ変ってくるものだと思います。「地方の時代」とこの頃言われて来たというのは、あまりにも無軌道に古いものを破壊してしまったからと考えます。目先のことで、やたらと破壊してしまって、小型の東京というような形の、そういう開発の仕方に対する反省が生まれて来ています。これは土浦だけの問題ではなく大問題であります。日本は、明治の初めに、近代国家として西欧の先進国に何とかして追いつき、追い越そうということだけに集中してきました。福沢諭吉が「アジアを脱して、縁を切って一日も早く欧米の仲間入りをする。朝鮮や中国にかかずらわっていないで——」というようなことを言っています。これは明治の日本造りの大きな方針を現したものと思いますが、これが、日本という国を近代国家にして来ました。開化が極まって経済大国日本となりましたけれども、文明開化の文化の面でも、どんづまりまで来ていと言わなければなりません。古いもの、古くから伝って来た人間の息づいているものを生かしていく街づくりは、実際には、大変むずかしいことだと思います。が、そこに住んでいる人が、手がかりになるものを自分の中に持たなければ、人に言われた通りのことをやっていたならば、恐ら

くできないだろうと思います。小さいお子さんたちにそういうものを植えつけていかなければ、恐らく本当の意味の地方の文化は来ないんじゃないかと思っています。

こういうことを考える手がかりが「土浦の里」に充満しています。自分たちが、歴史の中に生きていることを再認識し、そのあとを普段の生活の中でも考えていきたいと思うのです。そのためにこの本が果たす役割は大変大きいと思っています。(文責 編集部)

須藤出穂氏 (脚本家・NHK「バス通り裏」「天と地」など)

佐賀純一作「元年者たち」のシナリオ担当)

おたより

八月の夏は終わりそうですが、いま茨城の水は、すさまじい勢いで住民に荒れのひどさを教えてくれています。

桜川第18号をいただき、じっくりと時間をかけて読ませていただきました。これまで茨城の地に芽生えることもなかった自然を保護しようという実践を活動の核にとらえた会の10年の運動史は、まさに検定されない幸せな会の喜びと努力との足跡そのものでしょう。

霞ヶ浦の水の問題は、これからが正念場だと判断します。大きな湖沼にとりくむからには、長い時間をかけることと最新の技術、情報の駆使が必要だと思います。そうした広報の面で「桜川」が、こまわりのきく発行になれば、さらに力づよいとも思いました。重さのひしと伝わる機関誌でした。

56.8.28 広瀬 誠(会員)



シラウオ

大石恒雄さんと桜川第一号の思い出

佐賀 純一

「こういったたぐいの冊子は、大概3号で終りになるのですがね、それに、お金もかかるし…いいのですか」

私が10年前の春（昭和47年の3月頃）大石さんの騰写堂を訪れて、「桜川・第一号」の印刷を依頼した時、原稿にざっと目を通した大石さんは、ぶっきら棒な口ぶりですう言った。老人の頭は禿げ上ってとても大きく、前に傾けるとぐらりと体が揺れそうに思われる程だった。眼鏡の奥の眼は細く、周りに皺が寄って、長年の印刷業の苦勞が、少しかがんで猫背気味になったその姿ににじみ出していた。

「3号で終りになるというのは、どういう意味ですか」

私は目の前の老人の、少々不遜とも思われるぶっきらぼうの応待にかなり気を悪くしていた。老人はにやりと微笑した。

「3号で、大概、息が続かなくなって、やめてしまうのです。私は何十年とこの仕事をやってますからね、こうしたたぐいのものは沢山見ているのです」

老人と私は騰写堂の印刷機械の間の板の間に、椅子に腰をかけて向い合っていた。6畳間程の部屋に3台のタイプ印刷機があって、息子さんと若いお嫁さんが一心にタイプを打っていた。その部屋の外はもうすぐ道路に面していて、幸いなことに道路は細くて交通量がほとんどないのに加え、部屋は東に面しているので、私たちの座っているところにも、硝子越しにあたたかい春の日射しがこぼれ落ちていた。老人は黙って原稿を手にとりばらばらと目を通した。そしてまた別の原稿をとり上げて、す早く読んだ。

「ずいぶん難しい問題を取り上げたものですね」と、老人は原稿から目を上げて言った。つい今し方までの、とりつくしまもないような愛想のなさに代って、ほんのわずかばかり親しみと好感の入り混った表情が、その細い眼の底に浮んでいた。

「私も、釣をやるのですが、このごろはさっぱりだめです」と、老人はいった。

「どこへ行くのです」

「霞ヶ浦ですよ。昔は釣れました。桜の花が咲く頃になるとね、糸を入れるとすぐうきが沈む。一尺もある鮒を幾匹もつった事があります」

「いつ頃までそんな風に釣れたんですか」

「四・五年前までですかなあ」老人は目を閉じて、かすかに顎を天井へ向け、骨太い掌を握っ

う大石さんは考えたのである。何年も先までの表紙を刷ってしまうのはずいぶん冒険に思えたが、大石さんは、会の懐を思ってくれたことでもあり、また、最初、あれ程、桜川の発行に懐疑的であった人が、これ程乗り気になってくれたことで、私はとても嬉しくなった。私は大石さんの申し出を有難く受けることにした。

大石さんが会員になってくれたのは、それから一年ほどしてからである。総会などの時、きっちり背広を着て、ネクタイを締めて来る大石さんの姿を見ると、この人物はほんとうに、根っから真面目一筋の、頑固で、ゆうずうがきかない、心の優しい、正直な生き方以外は決して生きることのできない人物なんだなあ、と、つくづく思ったものだった。碁が好きで、私が印刷所を訪ねて留守の時は大概碁会所へ行っていたが、好きな割にお世辞にも強いとは言えず、当時四級程度だった私と、勝ったり負けたりという具合だった。

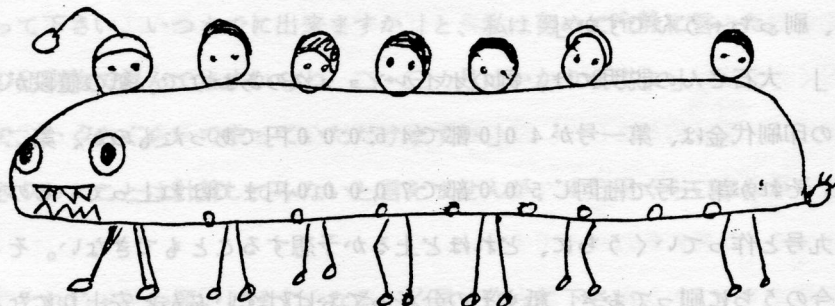
桜川は六号から奥井さん高木さんが中心となって編集したが、彼女たちは大石さんを「大編集長」と呼んでいた。というのも、彼女たちがきちんと編集して、「これでやって下さい」と持って行くと、大石さんは中味をたんねんに吟味した後、世相をちゃかしたりふざけたようなコントなどが混っていたりすると、全部没にしてしまう。編集の形態なども随分と大石さん流に直してしまうので「私たちの上には大編集長が居るのよ」と、彼女たちは言っていたのだ。

そんな大石さんが、突然亡くなられたのは去年の秋、56年9月のことである。72才だった。私は大石さんのような、一徹で、融通のきかない人物がとても好きだったので、その死を知った時、とても悲しかった。

桜川が3号で終りにならず、20号までも続いていることが、大石さんに対する唯一のお礼であると、私は思っている。

アオコカイジュウ出現

いなみ文庫では、このたびアオコカイジュウ・ドン・イモムシという名の怪じゅうのぬいぐるみを製作した。5～13人の子どもが中に入って首だけ出してつながって歩く。シッポの方には形に似あわないほど小さな黄色のウンコまでついていて、なかなか可愛い。



会の仲間に入って

— 入会の御挨拶 —

岡見 暁子

ある日突然、一面識もなかった奥井さんのお宅に伺って、そこで始めて「土浦の自然を守る会」の事をうかがいました。小さい頃は、水俣の近くに住んでいたため、子供心にも「毒」で汚れた魚のこわさを感じていました。そこで、環境汚染という事に関心は持っており、イタイイタイ病のこと、墨田川の事、あるいは琵琶湖条例のことなど新聞に記事が載ると一生けんめい読んでいました。もちろん霞ヶ浦についても浄化運動が行なわれている事は知っていました。ただそれは、富山や琵琶湖と同じ位の距離感を持って「知っていた」だけでした。こんなに近くに住んでいながら。学園都市の一般の住民の多くは、学園都市に住んでいながら、ここを自分の街とは思っていないのではないかと思います。大学生にとっては4年間の仮の宿であるし、公務員の家族にとっては、転勤あるいは停年になるまで、勤務のために居る所であっていずれは故郷に、という気持ちだと思います。ですから「もっと便利に」という声があがっても、「もっと自然を大切に」という声は大きくなりません。私自身もそんな気持ちでいました。ですから私が入会した時の気持ちはとても漠然としたものでした。けれど総会、山田先生の講演会、3月の例会と出席し、皆様のお話をうかがううちにやっとこの会は、「自然を愛する会」なのだと気づきました。そしてとてもいい加減だった自分が恥ずかしくなりました。

4年前、私が筑波大学に勤め始めた頃、第三学群のあたりはまだ整備されないうま、真黒な土の山になっていました。その山の上に誰が植えたわけでもないのに、たくさんのひまわりが咲いていて、それが黄金色の夕陽の中で風にゆれる姿があまりにきれいで、思はず息をのんで立ち止った事がありました。大学の中で一番すてきな場所を見つけたと思っていたら、いつの間にか山はくずされ、タイルがきれいに敷かれて、人工の池になってしまいました。右も左も同じような家に住み、コンクリートの学校や研究所に通い、休日は建設された公園で遊ぶ。それではあまりに淋しい街だと思います。今、改めて、自然を愛する一人として、私も、この会の仲間に加えて下さい。

豚のウンチ学確立

当会に「豚のウンチ科学」「豚のウンチ哲学」なるものを確立したス

ゴーイ豚ウンチの大家、北出實さんが入会した。NHK「明るい農村」でも紹介された彼にウンチクを傾けたウンチ学を聞き、臭気の全くないモデル施設を見学したい方は、

0298-96-1522または0298-21-7976へ

＜土浦の自然を守る会＞ 経過報告

1981・6～1982・5

事務局

1981

- 6.20 「霞ヶ浦と洗剤」シンポジウム終了後主催各団体の連帯により「霞ヶ浦をよくする市民連絡会議」誕生
- 6.22 「霞ヶ浦と洗剤」シンポジウム反省会の報告ならびに会計報告を作成し主催各団体へ発送。
- 6.27 7月例会の準備会。桜川18号編集打合せ
- 7.1 「霞ヶ浦をよくする市民連絡会議」第1回事務局会議、事務所を童話館に置くことに決る。会員5名出席
- 7.11 例会、決定事項 ①8月23日に当会創立10周年記念パーティーを行う。②筑波学園に支部は設けない。③筑波学園P4施設反対運動に関しては、遺伝子組かえの勉強会后きめることとする。
- 報告事項「霞ヶ浦をよくする市民連絡会議」事務局会議報告、奥井会員の琵琶湖の現状レポート
- 7.15 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議、第2回事務局会議、会員5名出席
- 7.16 10周年記念パーティ準備会、会場について検討。
- 7.23 保立会員と会場打合せ、保立食堂に決まる。
- 7.26 茨城県主催、霞ヶ浦浄化街頭パレード亀城公園より土浦市営グラウンドへ、奥井・保立・小笠原、参加
- 7.31 10周年記念パーティ案内印刷、発送
- 8.11 桜川18号校正、表紙について印刷所と打合せ
- 8.17 筑波コープセンターへ、粉石けん勉強会 奥井・高木・中沢(圭)・石沢・真山 参加
- 8.20 茨城県主催「霞ヶ浦を守る県民大会」土浦市民会館、午前10時、奥井・中沢・高木・真山 参加
- 8.23 土浦の自然を守る会 創立10周年記念パーティ、午後5時 保立食堂 出席57名
(会員30名)第一部 ①思い出の8ミリ(保立・佐賀) ②一色会長挨拶 ③10年をふり返って(奥井)
- 第二部 パーティ ①開会の辞(田谷) ②参加者挨拶 ③閉会の辞(須田)。会員外の人達の方によせる支援と期待を強く感じた集まりだった。桜川18号(10周年記念号)の配布

8.27 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議第3回事務局会議 会員5名出席。

8.29 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議、主催 琵琶湖条例勉強会(竹園公民館)引続き第4回事務局会議 会員10名参加

9.5 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議、第5回事務局会議、会員5名出席

9.17 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議、主催<霞ヶ浦富栄養防止条例案>について県の説明を聞く会(県南合同庁舎)会員12名出席

9.25 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議第6回事務局会議、条例に関し6項目の要望書を作成
会員5名出席

9.27 10月例会の件と10月7日知事を囲むシンポジウムの通知印刷、発送

9.30 10月7日のシンポジウムの内容説明とチラシの配布。市(広報課、環境衛生課、消費生活センター)

10.1 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議、第7回事務局会議、会員5名出席

10.7 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議 主催「富栄養化防止条例にむけて」知事を囲むシンポジウム(湖北下水道事務所)

第一部 知事との対話集会、6項目の要望書を中心に

第二部 各党県議会議員との懇談会

要望に関して知事は事実上の拒否回答

10.17 10月例会、14名出席、霞ヶ浦問題について、元内水面水産試験所の浜田さん、出島の漁民桜井・垂水・阿部さん達を囲んで、交流会。

10.23 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議、第8回事務局会議、会員5名出席、要望から請願へと内容検討

11.7 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議、第9回事務局会議、会員5名出席、請願内容の無リン洗剤の規制について討論、結論出ず保留のまま次回へ。

11.10 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議、第10回事務局会議、会員5名出席。請願書案作成

11.14 請願内容について会の意見調整。無リン洗剤の扱いについて、粉石けんのみ使用をみとめるという意見が強く出たが結論出ず保留。

11.18 水戸市・ソロプチミニスト会員14名、霞ヶ浦汚濁の現状見学に来浦、会との交流会、奥井・中沢・真山出席

11.20 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議 第1回事務局会議、会員5名出席、請願内容討議、無リン洗剤の許可について意見の調整困難、行政指導としては、粉石けんにすることで決着。

11.26 12月例会をかねて、12月19日に佐賀進・純一父子共著の土浦の里原画展オープニングと、原田会員の結婚を祝い会の案内印刷、発送

1.1.28 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議、全体会（竹園公民館） 請願にいたるまでの経過報告と今後の課題 会員10名出席

1.2.7 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議より霞ヶ浦富栄養防止条例案に関する請願書提出、代表として会より奥井出席

1.2.11 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議第12回事務局会議、請願書提出の報告、会員5名出席

1.2.17 19日の準備会

1.2.19 「土浦の里」原画展（館画廊）オープニングと原田泰会員の結婚を祝う会。童話館。出席者 50名（会員26名）

1.9.8.2

1.1.2 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議、新年会 会員5名出席

1.1.6 1月例会、10名出席・総会準備会。2月20日予定。

一色会長より辞意表明があり協議。佐賀会員〈絵と伝聞・土浦の里〉出版祝賀会準備会（当会員を中心に実行委員会設置）

1.2.4 大石恒男会員が去年亡くなられたので会より高木・中沢・平賀・真山お悔みに伺う。

1.2.5 土浦の里 出版祝賀会、最終打合せ

1.3.0 〈佐賀進・純一、土浦の里〉出版祝賀会、参加者360名（土浦京成ホテル）という盛大な会となった。

2.3 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議事務局会議 会員4名出席

2.1.0 総会資料作りと案内印刷・発送

2.1.7 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議、事務局会議 会員2名出席

2.2.0 総会、保立食堂、午後5時より27名出席 委任状28名

第一部

1. 開会の辞 田谷 利光

2. 経過報告 奥井登美子

3. 会計報告 中沢 玲子

4. 会計監査 横手 文雄

7. 役員選出

会長 奥井 登美子

副会長 保立 俊一

事務局 高木 純子 ・ 飛田 君枝 ・ 真山 淑枝 ・ 広瀬 貞子

会 計 中 沢 玲 子

会計監査 横手 文雄

執行委員 一色 史彦 大内 薫 小野 倉 岡見 暁子 喜古 愛子
 酒井 泉 佐賀 純一 篠崎太計雄 須田 直之 関 典子
 田谷 利光 中沢 圭子 名川 吉信 原田 泰 浜 育雄
 平賀 久子 舟津 寛 山本 政治 山根 幸美 横山 律子

第二部

1. 乾 杯 須田 直之

2. 自己紹介

3. アンケート報告(会への希望)

- ・月例会を昼間にしてほしい
- ・野外の自然観察会を多く持ってほしい
- ・県西用水の勉強会を開いてほしい

4. 会後の課題ととりくみ

- ① 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議主催による霞ヶ浦浄化のステッカー図案募集と講演会(3月予定)『トリハロメタン、飲料水中の有害物質を考える』への参加よびかけ。
- ② 原田会員より霞ヶ浦流域市民による水質調査団を組織の原案説明
- ③ 県西用水工事による筑波山の穴見学を予定
- ④ 自然観察会は、植物友の会と合流し、筑波のかたくりをみる会にする。4月中旬を予定。
- ⑤ 市民の森の話
- ⑥ ナショナル・トラストについての説明(佐賀)
- ⑧ 亀城公園の松枯れの状況について奥井会員より説明

○桜川19号

○桜川を横書きにとの意見があり検討することになる。

○10フィート映画「にんげんを返せ」の上映画実行委員会へ10フィート分参加

○月例会は原則として、第三土曜日、午後7時より童話館で行う。

2. 23 公明党議員団松枯病調査に同行を依頼され奥井参加

3. 4 桜川編集打合せ

3. 10 総会内容と3月例会、自然観察会の通知を印刷、発送

3. 14 霞ヶ浦をよくする市民連絡会主催 霞ヶ浦浄化のステッカー図案審査会と講演会
 会員10名出席

3. 20 3月例会 出席14名

議決事項 ○桜川19号は横書きでやってみる。 ○霞ヶ浦をよくする市民連絡会議への会費の件
 ○霞ヶ浦流域市民による水質調査団については内容を検討しながら、ひきつづき討議していくこと
 にする。 ○自然観察会「筑波のかたくりをみる会、は植物友の会と合流。4月18日(日)筑波
 ケーブルカー乗車口へ、午前9時集合のこと。ひきつづき現地で4月例会を行う。 ○霞ヶ浦富栄
 養化防止条例では、粉石けんの適用範囲を、分水嶺方式で分ける予定とのことに対し霞ヶ浦流域
 44ヶ町村全域適用とする県知事へ陳情書を提出することに決める。

昭和56年度 決算報告

自 昭和56年1月1日
 至 昭和57年2月5日

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
1. 会費収入	172,000	86名分	1. 事業費	62,390	「霞ヶ浦と洗剤」・シン ボ主催者団体キヨ金 10,000
2. 機関誌 販売	150,406				シンボ資料代 20,000
3. 寄附金	174,550	個人寄附			事務所費 24,000 新年会欠席者分 8,000 ラベル他 390
4. 雑収入	59,347	委託図書リポート 5,380	2. 印刷費	10,705	コピー代
		10周年パーティ残 21,000			印刷用原紙ランプ インク代
		佐賀「土浦の里」パー ティ 12,000	3. 機関誌 印刷代	280,000	
		シンボ資料代 18,200	4. 通信費	59,410	葉書、切手
		銀行利子 2,767	5. 雑費	5,000	大石恒雄氏香典
前期繰越	136,047		次期繰越	274,845	
収入計	692,350		支出計	692,350	

繰越金 274,845

会計 中 沢 玲 子
 会計監査 横 手 文 雄

3 25 県知事への陳情書作成

陳 情 書

霞ヶ浦富栄養化防止条例の適用範囲に関して陳情いたします。

茨城県知事 竹内 藤 男 殿

陳情の趣旨

霞ヶ浦富栄養化防止条例で分断される市町村も含めて、44ヶ町村を全面適用範囲にしてほしい。

霞ヶ浦富栄養化防止条例も9月より実施となりました。私たち自然保護団体としましても期待するところ大であります。

しかし、この条例の適用範囲を分水嶺で分けるという方法は問題点がありすぎると思います。分水嶺方式によると、全面適用が2市11町10村、分断されて一部適用を受けるのが2市13町6村となります。この様な方法では、適用範囲がわかりにくく、混乱をまねく恐れがあります。

罰則規定のある条例で、同市町村内において、お隣りは、有リン合成洗剤を使用してもよく、一方では、使用も、贈呈もいけないということになりますと、住民感情の上からも、条例の徹底をはかる上からも大きな問題だと思われまます。

流域外として分断せず、霞ヶ浦富栄養化防止条例を、44ヶ町村の全面に適用していただきたく陳情いたします。

4.1.0 土浦真鍋地区新川堤の桜が河川敷工事のため伐採されたとのニュース（佐賀会員より）に緊急事務局会議。新川の桜を守る署名運動を始めることに決める。

4.1.1 新川の桜を守ろうの署名簿の前文と要望事項を作成。

新川の桜を守ろう（署名簿前文）

新川の桜は植樹後約半世紀の歳月を経て、素晴らしい桜の名所となりました。200本近い桜の大本は両岸から見事な枝を伸ばし、水の上で枝を交わして、花の季節には目をみはるほどの美しい花のトンネルを作っています。これほど美しい桜並木は市内は勿論のこと、周辺の町や村にも滅多にあるものではありません。

桜川の桜が昔日の面影を失った今日では、新川の桜は土浦市民の誇りでもあり、心のいこいの場所でもあります。

ところが、この桜並木が河川改修工事のため伐採されようとしています。茨城県土木事務所の説明では長さ10米の鉄板（矢板）を両岸に打込むためには、川に張り出した枝や幹は全て伐り払う必要があるとのこととです。

新川下流の数百米の部分では工事は既に完了しておりますが、そのあたりの桜は枝を伐られ幹をつめられて、見るも無残な姿をさらしています。このような工事がなぜ新川で進められなければならないのでしょうか。

新川は全長わずか2.2キロのほんの小さな川です。新川の水があふれて洪水をひきおこしたとい

う歴史は過去に一度もありません。また万が一増水した場合にも、河川の排水機を作動させれば洪水は未然に防ぐことができるのです。

私達は河川改修工事がこのような形で進められるのを認めることはどうしてもできません。

もし桜並木を今のままの形で保存することができないのであれば、河川改修工事は即刻中止すべきであると思います。

現在の新川にはまだ夢が残されています。上流から美しい川の流れを作って濁んだ水を清流にかえ、川底には砂利や石畳を敷き、鯉や鮒やメダカを放ち、川の周りには散策路をつくって、人々は春には桜の花の下でお弁当を広げ、夏は緑の木蔭で釣糸を垂れ、こどもたちは清流の中で魚を追い、秋には木の葉が水面を彩り……そんな夢をこの小さな川は私たちにかなえてくれる可能性を十分に残しています。

私達は私達市民の手でこの桜並木を守ってゆかなければなりません。

この署名簿は、以下の具体的な要望事項を添えて、茨城県知事、土浦市長、その他関係諸官庁にあてて提出されます。

新川とその桜を守るために、できるだけ多くの皆様のご署名下さることをお願い申し上げます。

要 望 事 項

1. 新川の桜は土浦市民共有の心の財産であり、永く子孫に伝えるべき美しい文化財とも言うべき自然の造形であります。従って如何なる理由によっても、この桜を伐採することは容認できません。
2. 仮に河川改修工事を進める場合、現在の工法によっては桜並木の景観を完全に保ちつつ工事を行うことが不可能であるなら、その工事は中止すべきであります。
3. 新川は全長2.2キロほどの小さな川であり、過去に洪水の記録はなく、普段はたまり水が濁っているのみです。

私たちはこの川を下水処理場の処理水の導入による循環、あるいは土壌浄化方式、その他の方法によって流れを清流にかえ、魚を放ち、周りに散策路を作るなどして水と緑の町の象徴にふさわしい市民全体のいこいの場にすることができると信じます。

もしこれが実現すれば土浦市民の暮らしにうるおいを与えるばかりでなく、来るべき科学博覧会の際、土浦めぐりの素晴らしいコースとなるかもしれません。

桜並木を伐り、鉄板を打ち込んで死んだような川と景観を残すのではなく、樹木と川と人間が1つに溶け合えるような場所にしていきたいと切に希望します。

4.12 新川堤で署名運動(午前11時~午後2時)を開始。短時間ながら100名近い署名があった。町内会などに協力を頼み5月いっぱいまで運動を続けていくこととする。

4.16 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議、事務局会議、会員2名出席

分水類で分断する問題を他の団体にもよびかける。

4.18 自然観察会、筑波のかたくりをみる会。会員17名参加。天候に恵まれ、かたくりの群落が美しくすてきな1日となった。

5.6 さきに提出した適用範囲について県より回答。

〔霞ヶ浦富栄養化防止条例の適用範囲について〕

霞ヶ浦富栄養化防止条例の適用範囲ですが、この条例は霞ヶ浦の富栄養化を防止するために県民の権利を制限し、義務を課するものですので、霞ヶ浦の富栄養化に与える地域を規制の対象としたものです。したがって、流域44市町村のうち21の市町村では流域に入る規制対象区域と流域に入らない規制対象外の区域に分かれることとなりますが、これらの地域におきましては、引き続き住民による粉せっけん(無りん洗剤)使用推進運動を促進するとともに、市町村と協力をしましては、条例の趣旨について十分な広報、啓発や関係業界に対する行政指導を実施することにより条例の遵守が図られるようにいたします。

5.15 例会9名出席。新川の桜署名簿の整理約1,000人。6月上旬に県と市へ請願予定。

・霞ヶ浦水質調査団踏査ハイキングのよびかけ・水質浄化ステッカーの駅前販売・きれいな水と命を守る合成洗剤追放全国連絡会主催「霞ヶ浦シンポジウム」の参加を決める。

5.19 市民連絡会議事務局会議 奥井出席 ステッカーの件、水質調査団の件と共に、6月12日・13日のきれいな水と命を守る合成洗剤追放全国連絡会の「霞ヶ浦シンポジウム」に連絡会として協力することに決定

5.20 事務局会議 会員へ通知出し、桜川19号の原稿整理

5.27 霞ヶ浦シンポジウム打ち合せ 奥井・原田出席

5.29 新川の件で市へ。佐賀・保立・奥井

5.30 水質踏査ハイキング 当会より団長の原田、佐賀一家4人、大久保、後藤、奥井、中沢(圭)木村、大内親娘 参加 参加者は東大自主講座より5~6人、筑波大7~8人、天谷さん、坂本清さんなど年令も職業もさまざまな人82人。植物にくわしい大内さん後藤先生の植物、昆虫にくわしい筑波大生の昆虫の説明、大久保君発明の水流検査器具の発表などなど、参加者の中からたくさんの講師が出ていろいろな勉強が出来、初の現地調査としては大成功だった。

第1回踏査ハイキングアンケート

好印象

- 参加しやすく、当日の参加も多かった…………… 6
- 生物・植物について数えられる人がいた…………… 4
- 上流から下流へと移動したので汚れの推移がわかった…………… 3
- 自然に触れられた…………… 2
- 調査法が簡単でわかりやすい…………… 1

悪印象

- 各場所での時間が短い…………… 4
- データ用紙が書きにくい…………… 2
- 器具にさわることができなかつたので今後 不安…………… 2

提 言

- 班をわけてやっては…………… 2
- 虫・植物等のパンフレットを用意したら…………… 2
- 今後、さらに新聞等で宣伝を…………… 1
- もっと詳しく、本格的にやりたい(中学生)…………… 2
- 計画がラフで、いろいろな人が参加していて、絶対的指導者がいないのにうまくいっているのが不思議。今後が楽しみ。…………… 1
- 立ちあがれ科学者…………… 1

6 9 県議会に23000人の署名と共に新川の“桜並木の伐採の中止と河川改修工法の再検討”請願書を提出。請願内容は<新川は全長22キロの小さな川であり、桜川の氾らんで一帯が洪水となった事はあっても新川じたいの溢水によってもたらされた洪水は過去になかったこと。全長22キロの川に総工費21億円という莫大な費用をかけた今回の改修工事が唯一万全の方法であるとは考えられないこと。桜の木の枝を切らない工法で改修工事を行った他の河川の例をあげて参考にしてほしいこと。土壌浄化方式、あるいは下水処理場の処理水の導入循環によって新川の水質の改善をはかること> 4.12にはじまったこの署名運動は、地区長、新川近くに本社のある会社、高等学校、主婦などなど、今まで市民運動はおろか署名運動などやったこともなかった老人の方までが町内の一軒一軒を回って署名を集めてくれるなど、ものすごい盛り上りでたちまちのうちに23000人の署名が集った。県議会に請願前に県土木土浦事務所に行き、岩間所長、西野課長に要望書を提出、市民の熱意のほどと、要望の内容を説明した。21億円の改修工事費の内容公開は前例のないこととして否定的であったが、桜の枝の伐採については前向きな回答を得た。

(57.7.7 新川の桜並木保存に関する請願書は県議会で採択された。ご協力ありがとうございます)
 県議会は56.12月 霞ヶ浦をよくする市民連絡会議より請願が出されていた“常陸川水門の開放時間の延長”を採択した。時間延長とはいえ県議会が水門開放について採択したのははじめて。

「桜川」 第19号

発行日 昭和57年9月10日

発行所 土浦の自然を守る会

編集人 奥井登美子

連絡所 土浦市中央1丁目8-16
奥井方 電話 (2) 0260

印刷所 (有) 荒川印刷
電話 (4) 0678
